

ISFJ2020

政策フォーラム発表論文

# 創業促進に向けた望ましい金融支援についての政策提言

日本大学  
鶴田大輔研究会  
金融分科会  
吉山 大陽  
坂東 紘多  
中島 怜  
尾関 将  
三内 開生  
國清 鈴香

2020 年 11 月

# 要約

本稿は、2018 年 4 月に改正された新しい信用補完制度に注目し、創業事業者への創業関連保証の保証限度額が 1000 万円から 2000 万円に拡充したことは適切であったのかを分析する。その上で、創業事業者に対して望ましい信用保証制度についての政策提言を行う。

日本の中小企業は企業全体の 99.7%、従業員数は 69.7%と大きな割合を占めており、中小企業の重要性は高いと考えられる。しかし、日本の開業率は他の主要な先進国と比較すると低い水準にある。理由として、創業事業者に対する資金面での制約が挙げられる。そのため、経済の新陳代謝を阻害し、日本経済の成長を妨げていると言える。このことから、創業事業者に対する金融面でのサポートの重要性は高いと考えられる。

上記のことから、本稿の問題意識として以下の三点を挙げる。第一に創業事業者の信用力が低いにも関わらず保証限度額を拡充したことで、本来市場から退出すべき企業への非効率な融資が増えた可能性がある。また、創業保証は 100%保証かつ無担保であるため、保証限度額の拡充により保証債務残高が増加し代位弁済率が上昇する可能性がある。このことにより、創業保証制度が社会的なコストを生み出していると考えられる。第二に、創業関連保証の限度額拡充により、創業融資を促進しているのか。保証限度額が 1000 万円から 2000 万円に拡充されると創業融資残高のみならず、大きな資金需要にも対応できるため与信先数も増加する可能性がある。創業上記向け貸出市場において情報の非対称性の問題が深刻であるため、資金供給が過小になる可能性があるが、保証限度額の拡充はこの問題を緩和していることが予想される。この点は社会的にベネフィットを生み出しているといえる。第三に創業事業者へ融資をし、金融機関にメリットはあるのかという問題が考えられる。もし創業融資をすることによって金融機関の収益性が上がっていなければ、創業融資を行うインセンティブがない可能性がある。

以上の問題意識により本稿では以下のような仮説を検証した。

- ① 創業関連保証の保証限度額の拡充により、保証債務残高が増加すると代位弁済率は上昇するのではないか。
- ② 創業関連保証の保証限度額の拡充により、金融機関における保証債務残高の増加に伴い金融機関の創業期の融資残高、与信先数は増加しないのではないか。また、100%保証と 80%保証ではどちらがより創業促進効果があるのか。
- ③ 創業融資を行う金融機関の業務純益率は上昇するのではないか。

仮説①では保証限度額の拡充により、保証債務残高は代位弁済率にどのような影響を与えるかを検証する。もし保証債務残高が増加していても代位弁済率が上昇しているのであれば非効率な融資を行っていると言える。仮説②では保証限度額拡充が創業を促進したのかを検証する。創業を促進していれば創業融資残高と与信先数にプラスの効果が見られる。仮説③では金融機関に創業融資を行うインセンティブがあるかを分析にて明らかにする。金融機関の保証債務残高の増加及び創業融資の増加により金融機関の業務純益率が上昇していれば金融機関は創業融資を積極的に行うインセンティブがあると言える。

これらの内容を踏まえて、本稿では金融機関のパネルデータに基づき回帰分析を行った。分析の結果は以下の通りである。

- ① 創業関連保証の拡充による保証債務残高の増加は、代位弁済率を上昇させることが分かった。つまり金融機関は制度見直し後に債務不履行になるリスクが高い企業に対しての貸出が増加している。また、年々代位弁済率上昇の効果が見られる。

- ② 保証債務残高の増加は金融機関の創業期の融資残高や与信先数を増加させる効果が一部ではみられたものの、完全な政策効果があるとは言えない。金額ベース効果よりも件数ベース効果が大きい。また 80%保証は件数ベースで 100%保証の創業促進効果を上回った。
- ③ 金融機関は創業期の企業に対して融資を行っても業務純益率を上昇させる効果がみられず、統計的に有意であったが分析結果では係数がマイナスの値であった。つまり業務純益率を低下させる効果がある。

上記のことから、創業関連保証の拡充は社会的なコストを増加させるにもかかわらず、社会的ベネフィットを増加させず、金融機関は創業融資を行っても業務純益率が上昇しないため、積極的に融資を行うインセンティブがないことが明らかになった。この分析結果に基づき、本稿では以下の 3 つの政策提言を行う。

- ① かつての保証限度額である 1000 万円を超える部分に関して、保証割合を 80%とする。限度額拡充後に代位弁済率が上昇するという結果を踏まえると、保証限度額が拡充した額分のみ 80%保証である部分保証制度を適用する。これにより、制度見直し後に悪化した代位弁済率を抑制することができると考えられる。
- ② 創業関連保証にリスク考慮型保証料率を導入する。これにより、借り手企業のリスクを中小企業信用情報データベースに基づいたクレジットスコアリングモデルにより算出されたデータにより保証料率を決定し、リスクが高い企業への投資を行うインセンティブを弱める効果が考えられる。もしくは創業関連保証を 80%保証に移行し、保証料率を 0.1%下げる。現状の保証料率体系において、創業関連保証よりも 80%保証の方が、おおよそ 0.1%程度保証料率が低い実現性は高い。これにより、保証件数が増加し金融機関による創業融資が増加すると考えられる。
- ③ 創業保証の保証期間 5 年以内と短くし、一般保証による保証付き融資を創業保証終了後認めない。これにより、創業保証終了後、金融機関はプロパー融資に移行しなければならないため情報生産業務を行うインセンティブが生まれ、金融機関と創業企業間での長期的な取引関係を構築し、収益向上が見込めると考えられる。

本稿の分析結果から、保証限度額拡充は創業事業者に対しての十分な政策効果が見られない。そのため、以上のような社会的コストを抑制するような政策を導入し、創業融資を行うべきだと考える。



# 目次

## 第1章 現状分析

- 第1節 日本の中小企業の現状
- 第2節 中小企業向け貸出市場の現状
- 第3節 信用保証制度について
  - 第1項 信用保証制度の概要
  - 第2項 責任共有制度の概要
  - 第3項 リスク考慮型保証料率
  - 第4項 信用保証制度の重要性
  - 第5項 信用保証制度の社会的意義
  - 第6項 信用保証制度の利用状況
- 第4節 創業関連保証 2018年の制度の見直しについて
  - 第1項 創業関連保証の保証限度額拡充
  - 第2項 創業保証の拡充の意義と弊害
- 第5節 コア業務純益の内容

## 第2章 問題意識

## 第3章 先行研究及び本稿の位置づけ

- 第1節 先行研究
- 第2節 本稿の独自性

## 第4章 実証分析

- 第1節 保証限度額が拡充されると代位弁済率が上昇するのか
  - 第1項 問題意識
  - 第2項 創業保証に関する分析
- 第2節 保証限度額拡充による政策効果
  - 第1項 問題意識
  - 第2項 創業期の融資残高、与信先数に関する分析
- 第3節 金融機関は創業融資を行うインセンティブがあるか
  - 第1項 問題意識
  - 第2項 業務純益率に関する分析

## 第5章 政策提言

- 第1節 政策提言の概要
- 第2節 保証限度額拡充に対する部分保証の適用
- 第3節 創業関連保証の保証料率の引き下げ
- 第4節 金融機関へのインセンティブ付け
- 第5節 政策提言と本稿のまとめ

## 参考文献・データ出典

## はじめに

本稿は創業企業向けの金融支援政策である信用保証協会による創業関連保証の経済学的な意義及び問題点を明らかにしたうえで、本制度の保証限度額が2018年4月に1000万円から2000万円に拡充されたことによる、金融機関の保証債務残高が代位弁済率及び創業期の融資残高、与信先数に与える影響について実証的に明らかにする。また、金融機関の保証債務残高の増加および創業融資の増加が業務純益率に与える影響についても、実証的に分析する。分析結果を踏まえ、創業関連保証の保証限度額拡充が適切であったのかどうか、及び金融機関が創業融資を行うインセンティブの有無を解明し、創業関連保証について政策提言を行う。

日本の開業率は他の先進国と比べて低い水準であり、開業率が低いことによって日本経済の新陳代謝を阻害し日本経済の成長を妨げていると考えられる。日本企業における中小企業の割合は99.7%であるため、日本経済の成長には創業企業への支援が重要であると言える。創業する際に直面する問題として資金面での制約が挙げられるがそのサポートのひとつとして信用保証協会による信用保証制度がある。信用保証制度の中でも創業関連保証は、創業企業に限定した制度であり、融資先の創業企業が債務不履行になった際に信用保証協会が金融機関に代理で返済を行う制度である。この制度は自己資金及び信用力の乏しさなどの点から資金繰り困難な創業企業が、たとえ債務不履行に陥ったとしても、金融機関に損失を与えることなく資金調達を行うことができるため、創業企業の資金調度を円滑にさせる利点を持つ。また、2018年4月に創業関連保証の保証限度額が拡大されたことを受けて創業企業は十分な資金調達を行いやすくなった。

一方で、創業企業向け貸出市場において情報の非対称性による逆選択・モラルハザードの問題を誘発する恐れがある。情報の非対称性により貸し手である金融機関は創業企業の財務データ等が無いため創業企業をモニタリングすることが困難であり、リスクの高い企業に対して融資を実行してしまう逆選択の問題が生じる可能性がある。また、金融機関は信用保証制度を利用することで借り手企業へのモニタリングやリスクの高い企業への融資を抑制するインセンティブの低下など、リスクを回避しようという意識が薄れてしまうモラルハザードの問題も起こりうる。そのため、創業関連保証の保証限度額拡充は、さらに逆選択・モラルハザード問題を促進させてしまうと考えられる。本項ではこの問題を意識し、保証債務残高と代位弁済率の関係、及び創業企業向け貸出に対する信用保証の影響を統計的に検証する。

金融機関（都市銀行および地方銀行）パネルデータを用いた分析により得られた結果は以下の通りである。第一に創業関連保証の保証限度額拡充により保証債務残高が増加すると代位弁済率は金額ベース、件数ベースともに上昇する。また制度改正後、保証債務残高が代位弁済率に与える影響は年々上昇している。つまり、制度改正後により債務不履行になるリスクの高い企業に融資を増加させている。第二に保証限度額拡充による創業促進効果は一部では効果が見られるものの完全な政策効果があるとは言えない。しかし80%保証では金額、件数ベースともに100%保証の促進効果を上回った。このことから保証限度額拡充による創業促進効果は小さいが、80%保証は100%保証より創業促進効果が大きいといえる。第三に創業保証の保証債務残高の増加および創業融資の増加により、金融機関の業務純益率は上昇せず、反対に業務純益率が低下する結果がある。つまり金融機関は創業融資を積極的に行うインセンティブは弱いと言える。

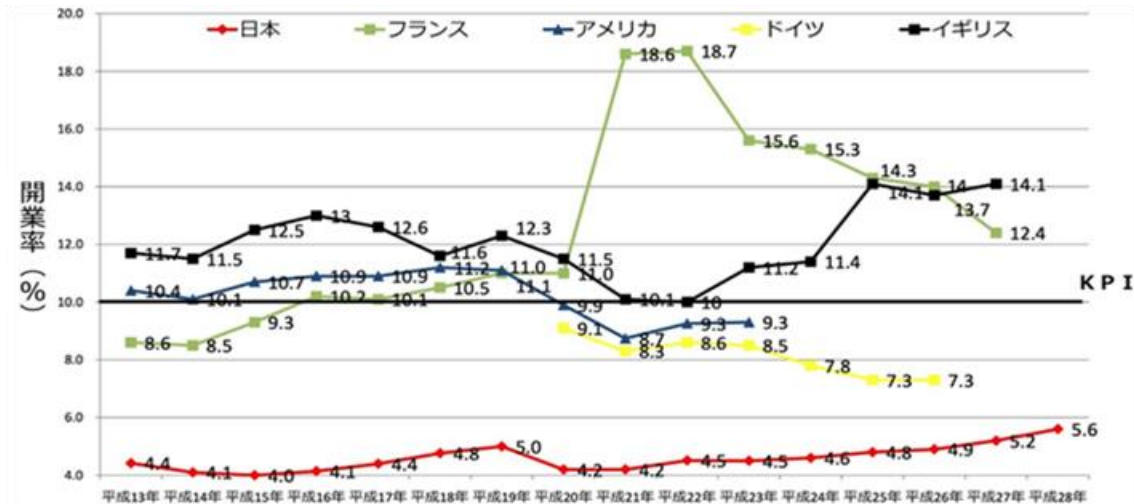
以上の分析結果により以下の提言を行う。

- 提言 1 : かつての保証限度額である 1000 万円を超える部分に関して 80%保証を適用する。
- 提言 2 : リスク考慮型保証料率を導入する。もしくは 80%保証に移行し保証料率を 0.1%下げる。
- 提言 3 : 創業保証の期間を 5 年間と短くし一般保証による保証を創業保証終了後に認めない

# 第1章 現状分析

## 第1節 日本の中小企業の現状

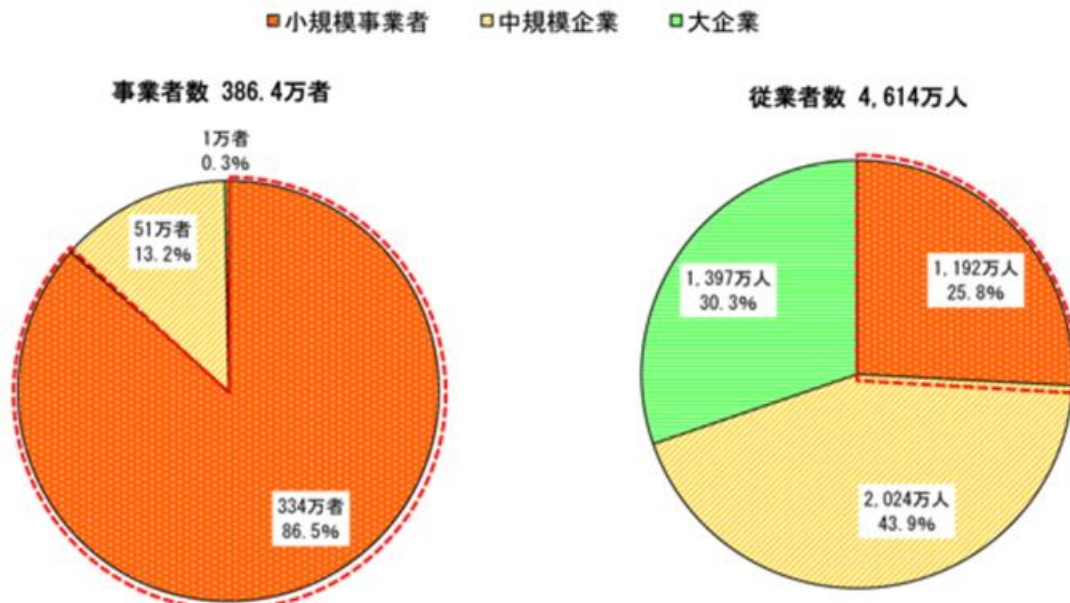
図表 1-1 日本と先進国の開業率の推移



出典：経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課「政府の創業支援の現状と課題」p1 より抜粋

図表 1-1 は日本の開業率と、主要な先進国(フランス、アメリカ、ドイツ、イギリスの開業率を比較したものである。この図より、他の先進国と比較すると日本の開業率は非常に低い水準であることが明らかである。例えば、アメリカ、イギリスの開業率は最近 10 年間を見ると 10%を超えており、他の先進国で最も低い水準であるドイツにおいても直近で 7 開業率は 7.3%である。それに対して日本の開業率は徐々に上昇しているものの、直近のデータの水準は 5.6%である。

図表 1-2 企業規模別と授業者数割合

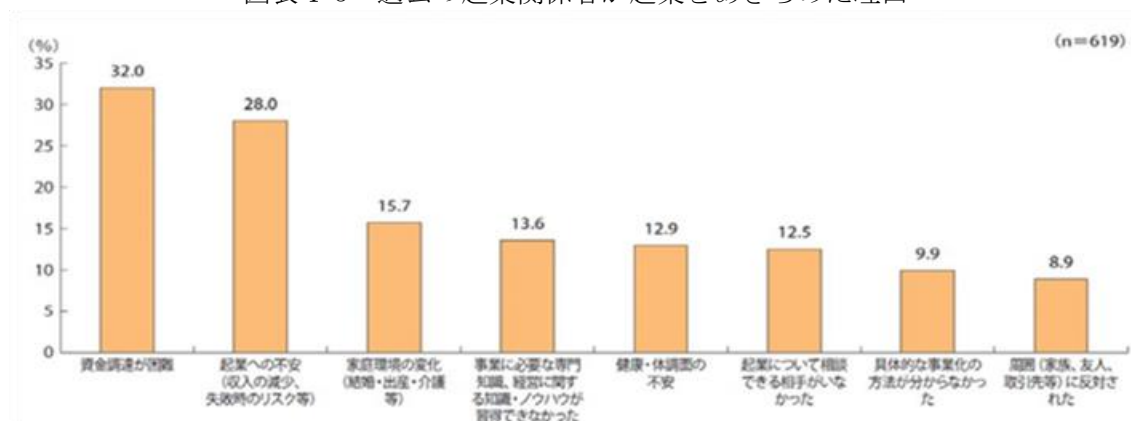


出典：中小企業庁 HP

開業率が低いことで大きく二つの問題が考えられる。第一に中小企業の競争や日本経済の新陳代謝が停滞する。図表 1-2 より日本の中小企業と小規模事業者は 99.7%と非常に大きな割合を占めている。開業率が低いことは新規参入が減少することを意味する。これにより既存企業と新規企業の競争が停滞し企業の新事業への着手や新製品開発、経営改善の努力などのインセンティブが低減する可能性がある。また本来、経営的に淘汰されるべき既存企業が淘汰されず生き残ることで経済の新陳代謝を阻害し、日本経済の成長の妨げになっていることが考えられる。

第二に、雇用の創出機会が失われる。図表 1-2 の中小企業と小規模事業者の従業員数を見てみると、3216 万人であり全体の 69.7%である。このことから創業事業者を含む小規模事業者や中小企業は雇用の面でも非常に大きな割合を占めており、雇用創出の機能を担っているため、開業率の低下は雇用者数の低下に直接影響を及ぼす。

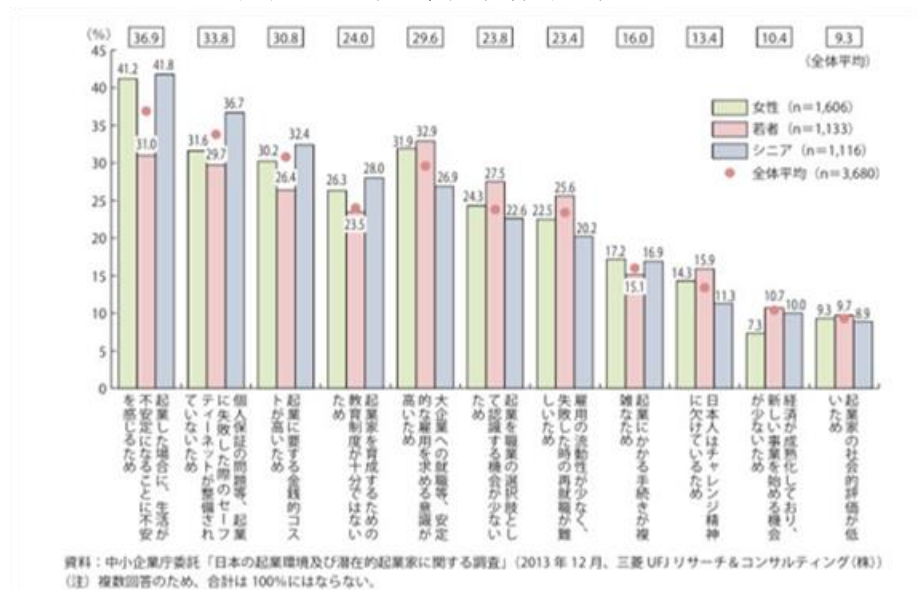
図表 1-3 過去の起業関係者が起業をあきらめた理由



出典：中小企業白書(2017) p137 より抜粋

では、なぜ日本の開業率は低いのでしょうか。図表 1-3 は、過去の起業に関心者が起業をあきらめた理由についてまとめたものである。起業を諦めた要因として、資金調達が困難であるという項目が最も多くなっていることが分かる。起業をする際にはある程度まとまった資金が必要である。しかし、個人で多額の資金調達を行うのは難しく、知人などから借りるためには金額が大きすぎるため、資金面の問題が起業を断念させていると考えられる。

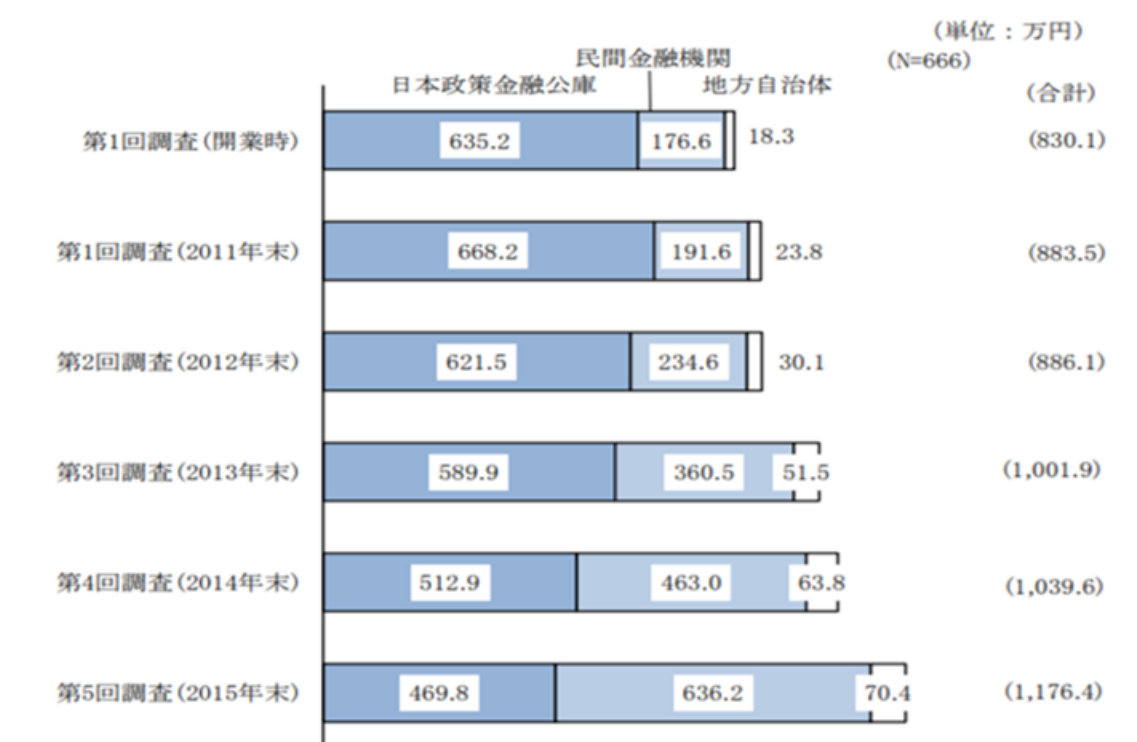
図表 1-4 我が国の開業率が低い理由



出典：中小企業白書 2014 年「第 3 部 中小企業・小規模事業者が担う我が国の未来 第 2 章 企業・創業新たな担い手の創出」p219 より抜粋

図表 1-4 は、我が国の開業率が低い理由について起業を希望する個人に対して調査したデータである。この図によると、金銭的な問題に関連する回答が上位三つを占めている。起業した場合に生活が不安定になる、起業に失敗した際のセーフティネットが整備されていない、起業に要する金銭的コストがかかるが理由として挙げられる。このことから開業率が低い要因として資金面での問題があると考えられる。

図表 1-5 借入割合の推移



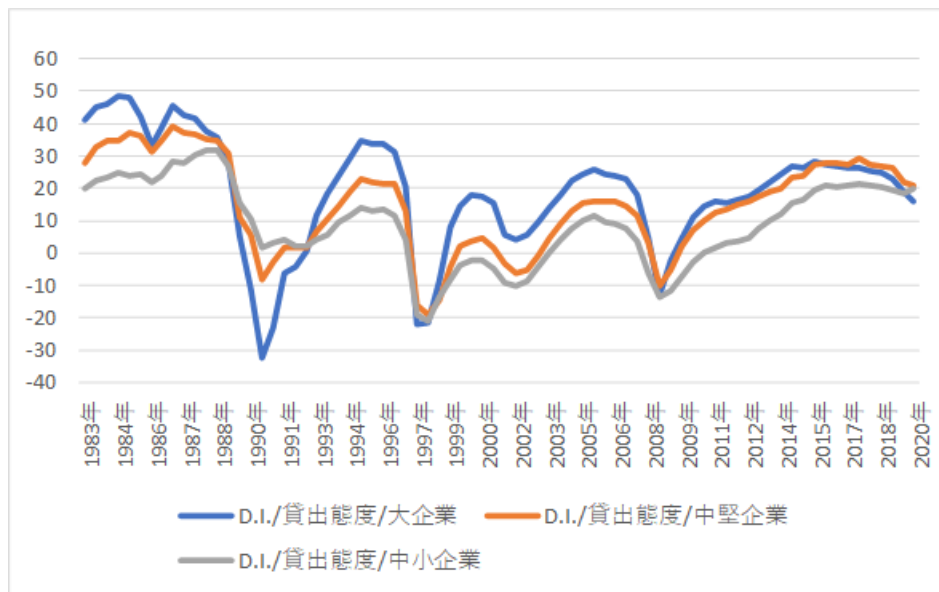
出典：日本政策金融公庫(2016)P10 より抜粋

図表 1-5 は、1 企業当たりの金融機関等からの借入残高を開業時から 1 年ごとに調査した図である。開業時には民間金融機関からの借入残高は 176.6 万円であるが、年々民間金融機関からの借入残高が増加している。また、第 4 回調査までは日本政策金融公庫からの借入残高が民間金融機関からの借入残高よりも高いが、第 5 回調査では民間金融機関からの借入残高が日本政策金融公庫からの借入残高を上回っている。

開業時には、創業者は手元資金や信用力に乏しい上に、過去の財務データ等がない。そのため、情報の非対称性により貸倒れリスクが不透明になり、民間金融機関からの借入残高は低い。しかし、年を重ねるごとに金融機関は融資先の企業の情報を蓄積していくため情報の非対称性が緩和され民間金融機関からの借入残高が増えていったと考えられる。

## 第 2 節 中小企業向け貸出市場の現状

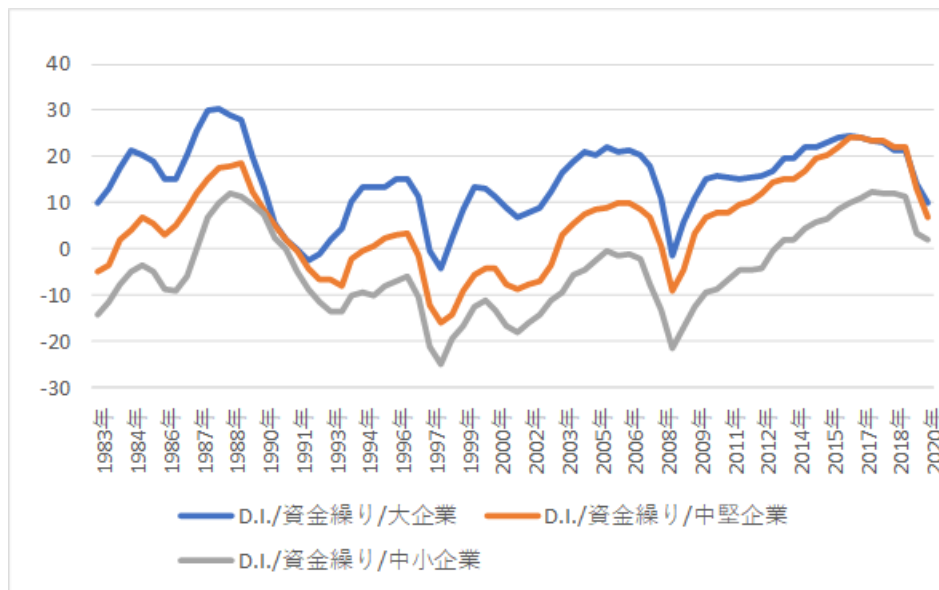
図表 1-6 貸出態度 D. I.



出典：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より筆者作成

図表 1-6 は日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」による企業規模別の金融機関貸出態度 D. I. を表したグラフである。ここでの中小企業とは資本金 1 億円未満、中堅企業は 1 億円以上 10 億円未満、大企業は 10 億円以上を指す。金融機関貸出態度 D. I. とは金融機関からの貸出態度が「緩い」と答えた企業の比率から貸出態度が「厳しい」と答えた企業の比率を引いたものであり、金融機関貸出態度 D. I. が低いほど金融機関からの資金供給が低迷していることを表している。このグラフを見ると 1990 年のバブル崩壊による金融ショック、1998 年の金融危機を除いて中小企業への貸出態度は大企業、中堅企業に比べて低い水準であると言える。2020 年において大企業の D. I. が最も低いこれはコロナウイルスの影響で中小企業に対する支援制度が機能していることが考えられる。

図表 1-7 資金繰り D. I.



出典：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より筆者作成

図表 1-7 も同じく日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」による企業規模別の資金繰り D.I. を表したグラフであり、企業規模の定義は上記と同じである。資金繰り D.I. とは企業の資金繰りが「楽である」と答えた企業の比率から「厳しい」と答えた企業の比率を引いたものであり、資金繰り D.I. が低いほど企業の資金繰りが厳しいことを表している。このグラフを見ると 1998 年の金融危機、2008 年のリーマンショック時に大きく D.I. が下がっている。その後は上昇傾向にあるが大企業、中堅企業と比べて中小企業は資金繰り D.I. が低く、資金繰りは厳しいと言える。

図表 1-8 創業時の資金調達手段

| 調達源      | 証券タイプ                      | 貸手/提供者<br>内・外部 | タイプ | # obs | 利用あり      | 順位   |      |      |
|----------|----------------------------|----------------|-----|-------|-----------|------|------|------|
|          |                            |                |     |       |           | No.1 | No.2 | No.1 |
| 経営者出資    | 経営者の自己資金(預貯金、退職金など)        | 株式             | 内部者 | 865   | 735 85.0% | 388  | 59   | 7    |
| 内部者出資・貸出 | 経営者の家族・親族・友人、従業員からの借入金・出資金 | 株式             | 内部者 | 865   | 226 26.1% | 150  | 105  | 22   |
| 補助金      | 自治体等からの補助金・助成金             | 贈与             | 外部者 | 865   | 58 6.7%   | 48   | 30   | 14   |
| 外部者出資    | 関係会社(親会社・関連会社等)からの出資金      | 株式             | 外部者 | 865   | 14 2.2%   | 1    | 0    | 2    |
|          | ベンチャーキャピタル・ファンドからの出資金      | 株式             | 外部者 | 865   | 1 0.1%    | 0    | 0    | 0    |
|          | 個人投資家(エンジェル)からの出資金         | 株式             | 外部者 | 865   | 4 0.5%    | 0    | 0    | 0    |
| 外部者貸出    | 関係会社(親会社・関連会社等)からの借入金      | 負債             | 外部者 | 865   | 19 1.6%   | 8    | 8    | 7    |
|          | 政府系金融機関(日本政策金融公庫など)からの借入金  | 負債             | 外部者 | 865   | 180 20.8% | 0    | 0    | 0    |
|          | 民間金融機関(銀行・信用金庫・信用組合)からの借入金 | 負債             | 外部者 | 865   | 190 22.0% | 0    | 0    | 0    |
|          | その他の貸手からの借入金               | 負債             | 外部者 | 865   | 19 2.2%   | 0    | 0    | 0    |
| その他      | その他                        | 株式他            | 不明  | 865   | 23 2.7%   | 0    | 0    | 0    |

出典：内田、敦(2019)「日本の創業融資と創業金融の実態」P40 より抜粋

図表 1-8 は創業時の資金調達手段について示したものである。赤で囲まれた部分が民間金融機関からの融資に該当する項目である。創業時の資金調達に民間金融機関を利用している企業は 22.0%と、三番目に多い。しかし利用額の順位を見ると、民間金融機関からの借入れが三位以内に入っている企業はない。つまり、金融機関は多くの企業に融資を行っているが、各企業への融資額は低いと解釈できる。

### 第3節 信用保証制度の概要

#### 第1項 信用保証制度の仕組み

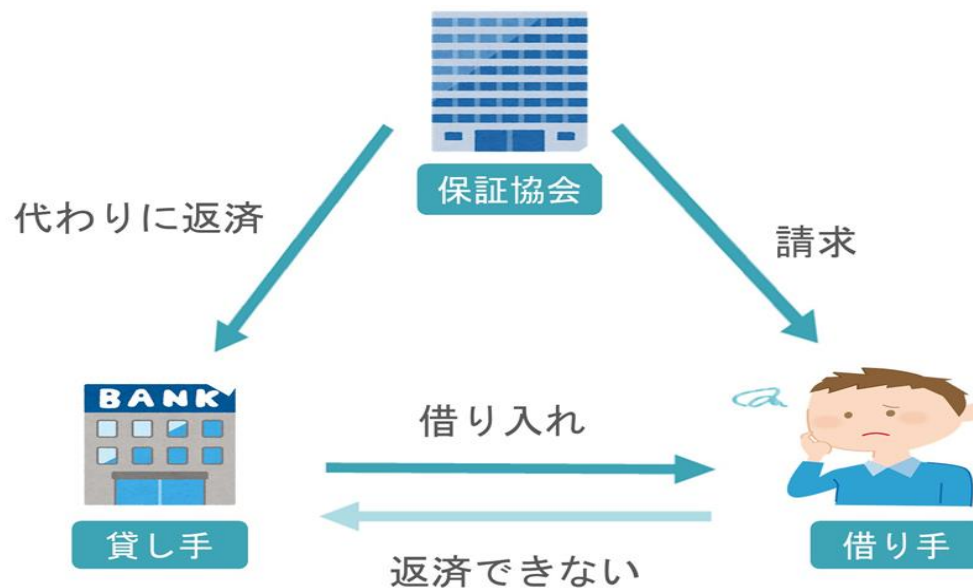
図表 1-9 信用保証制度の仕組み



出典：信用保証協会連合会 HP

創業時における金銭面のサポートのひとつとして、信用保証協会による信用保証制度が挙げられる。図表 1-9 の通り、信用保証制度とは中小企業・小規模事業者等が金融機関から事業資金を借入れる際、全国の都道府県及び一部の市にある信用保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業等の資金繰りを円滑にすることを目的とする制度である。その際、信用保証協会は借り手から信用保証料を受領する。もし返済不履行になった場合は信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行う。

図表 1-10 代位弁済の仕組み



出典：信用保証協会連合会 HP より筆者作成

図表 1-10 の通り、代位弁済とは借り手企業が保証付き融資で金融機関に返済できない場合、信用保証協会が金融機関への返済を肩代わりする制度である。金融機関にとって、信用保証協会による代位弁済は債務不履行による損失を減らす大きな要因となる。

金融機関による融資は、先に述べた信用保証協会を通じた信用保証付き融資と、信用保証協会が関与せず直接金融機関が企業に融資を行うプロパー融資がある。借り手企業と金融機関との取引のため保証料がかからず、融資の限度額もない。しかし、プロパー融資は万が一借り手企業が債務不履行になった場合、金融機関は貸倒れのリスクを被る。そのため、借り手の企業にとって、保証付き融資よりも金融機関からプロパー融資を受けるハードルが高いものとなる。

## 第 2 項 責任共有制度の概要

責任共有制度とは、2007 年 10 月から信用保証協会と金融機関とが適切に責任共有を図ることにより、中小企業の事業をサポートすることを目的とした制度である。原則 100%の全額保証であった保証付き融資を金融機関と信用保証協会がそれぞれ一定の責任を共有する仕組みに変更したもので、「部分保証制度」と「負担金保証制度」の二つの方式を、各金融機関がいずれかを選択することになっている。「部分保証制度」は、融資額の 80%を保証協会、残りの 20%は金融機関が負担する。「負担金保証制度」は、保証時点では融資額の 100%を信用保証協会が負担するが、代位弁済時には金融機関が過去の制度利用実績に基づき、約 20%の一定の負担金を事後に支払う方式である。結果、どちらの方法であっても金融機関が約 20%を負担することになる。金融機関と保証協会が責任を共有することで金融機関の保証協会への過度なリスク移転を抑制する。創業関連保証を含む一部の保証制度は責任共有制度の対象外となっている。

## 第 3 項 リスク考慮型保証料率

信用保証制度における保証料率は、原則として中小企業の信用リスクや経営状況によって決定する。これをリスク考慮型保証料率と言い、9段階の料率体系から各保証制度に応じて料率を定める。また、責任共有制度の対象となる保証制度と対象外となる保証制度は、図表??のとおり保証料率が異なる。責任共有対象である保証の保証料率は図表??上段が適用され、保証料率の範囲は0.45%から1.9%である。責任共有外の制度については下段が適用される。リスク考慮型信用保証料率が適用される保証制度は、無担保保険・普通保険(一般関係)、特定社債保険、特定支払契約保険、特定信用状関連特例、経営承継関連特例および中小企業承継事業再生関連特例を利用した保証制度である。これら以外の保険を利用した保証制度(特別小口保険、流動資産担保保険、セーフティネット保証、創業等関連特例等)には、リスク考慮型信用保証料率は適用されない。

図表 1-11 リスク考慮型保証料率

(単位%)

| 区分                      | 1              | 2              | 3              | 4              | 5              | 6              | 7              | 8              | 9              |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 責任共有<br>保証料率<br>(特殊料率)  | 1.90<br>(1.62) | 1.75<br>(1.49) | 1.55<br>(1.32) | 1.35<br>(1.15) | 1.15<br>(0.98) | 1.00<br>(0.85) | 0.80<br>(0.68) | 0.60<br>(0.51) | 0.45<br>(0.39) |
| 責任共有外<br>保証料率<br>(特殊料率) | 2.20<br>(1.87) | 2.00<br>(1.70) | 1.80<br>(1.53) | 1.60<br>(1.36) | 1.35<br>(1.15) | 1.10<br>(0.94) | 0.90<br>(0.77) | 0.70<br>(0.60) | 0.50<br>(0.43) |

出典：福岡県信用保証協会 「中小企業の皆様へ」

本稿で取り上げる創業保証については、リスク考慮型保証料率の対象外であり、金額に応じて500万円以下は0.35%、500万円超1000万円以下は0.50%、1000万円超は0.60%である。

#### 第4項 中小企業における信用保証制度の重要性

全国信用保証協会連合会HPによると、中小企業・小規模事業者のうち公的金融機関を利用している事業者数として、日本政策金融公庫(中小企業事業)は4.5万者、日本政策金融公庫(国民生活事業)は88.6万者、商工組合中央金庫は7.8万者に対して、信用保証協会は137万者となっている。このことから、中小企業・小規模事業者向け政策金融の中で、信用保証制度の規模は大きく、中小企業向け貸出市場において重要な役割を担っていると考える。

以下に、信用保証付き融資の特徴を5つ挙げる。

1. 信用保証が付かない融資(プロパー融資)を受けられるほどの信用力がない場合でも、金融機関のプロパー融資と信用保証付き融資の併用により、融資枠を拡大することができる。
2. 中小企業のニーズに合わせた多様な保証制度がある。
3. 長期(運転資金15年以内・設備投資20年以内)の借入れに対応した保証制度がある。
4. 原則として、法人代表者以外の連帯保証人の必要がない。また、個人の場合、保証人

は原則必要ない。

5. 無担保保証であれば不動産担保は必要とせず保証付き融資を受けられるため、不動産担保に過度に依存することはない。

これらの事から、保証付き融資を利用すると金融機関と中小企業間の情報の非対称性が深刻であっても、中小企業における資金調達の円滑化が期待できる。情報の非対称性とは、貸し手と借り手の間で持っている情報量に格差が生じていることである。情報の非対称性が存在するため、情報量の乏しい創業事業者や中小企業が金融機関から融資を受けることは困難であった。しかし、信用保証制度を利用することで金融機関からの融資を円滑化し、情報の非対称性による影響を緩和することが期待できる。また、一般的に中小企業は大企業に信用力が劣るものの、信用保証制度を利用することで担保に依存せずに長期的な融資枠の増加が可能になる。

## 第5項 信用保証制度の社会的な意義

金融機関と借り手企業間に情報の非対称性が存在しなければ、金融機関と借り手間のみで融資取引を行うほうが社会的に望ましい。しかし、情報の非対称性が存在すると、貸出市場は完全に機能しないため、資金供給が過少になる。特に信用力がなく、情報の非対称性の問題が深刻である創業事業者は有益な投資機会でも融資を受けることは困難になるため、投資を断念してしまい社会的に損失が発生する。そこで、前項でも説明したように、信用保証制度を利用することで情報の非対称性が深刻であっても、今まで十分な融資機会のなかった創業事業者に対して有益な投資を行うことができる。そのため、信用保証制度による創業融資を促進することにより、社会厚生を向上させることが期待できる。

## 第6項 信用保証制度の利用状況

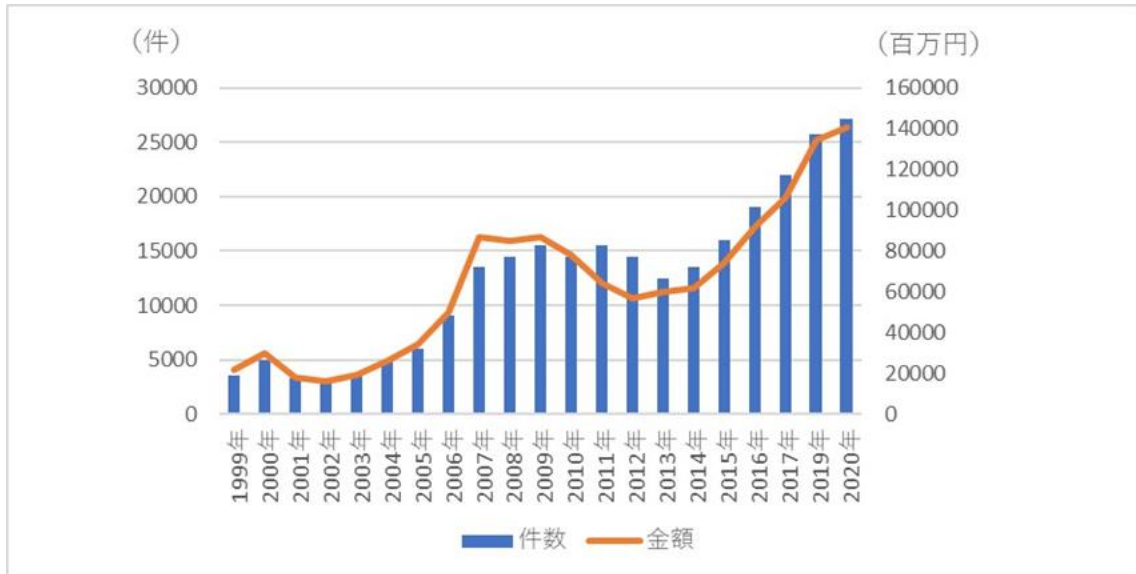
図表 1-12 信用保証承諾額の推移



出典：中小企業庁『信用補完制度の見直しについて』19 ページ(2)信用承諾額(フロー)に

占める SN5 号の割合より筆者作成

図表 1-13 創業期への保証実績の推移



出典：家森信善(2019)『信用保証制度を活用した創業支援』p17 図表 1-7 全国での創業関連保証の保証承諾の推移、中小企業庁「信用保証協会別の保証実績」(2018 年度、2019 年度)より筆者作成

図表 1-11 は、信用保証承諾額の推移である。図によると、信用保証制度全体の保証承諾額は減少傾向にあることがわかる。図表 1-12 は、創業期への保証実績の推移である。なお、このグラフに用いたデータは創業関連保証、創業等関連保証の合計である。本稿で扱う創業関連保証は、創業希望者に対し各都道府県の信用保証協会が金融機関と連携して融資を行うものである。また、創業関連保証は産業競争力強化法に基づく創業事業者、創業等関連保証は中小企業等経営強化法に基づく創業事業者や新規中小企業者を対象としている。創業関連保証と創業等関連保証の大きな違いは自己資金が必要かどうかという点であり、創業等関連保証には自己資金が必要である。図表 1-12 によると、2013 年以降保証額は上昇傾向にある。信用保証全体の承諾額が減少している中で創業期への保証承諾額が年々上昇しているということは、信用保証制度の創業期への保証が重要視されてきていると考えられる。

## 第 4 節 2018 年の創業関連保証の制度見直しについて

### 第 1 項 創業関連保証の保証限度額拡充

2017 年 6 月、信用補完制度の含まれる「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」の改正法が成立し、2018 年 4 月 1 日に施行された。信用補完制度とは、中小企業の資金繰りを支える重要な制度であり、企業がライフステージの様々な局面で必要とする資金需要(小口、創業、事業継承等)や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要により一層対応できるも

のである。信用保証協会と金融機関が連携して企業への経営支援を強化する事で、企業の経営改善・生産性向上のための仕組みを構築する事が必要であるという考えのもと改正が行われた。

主な変更点として、1. 中小企業の多様な資金需要に対するきめ細やかな対応 2. 小規模事業者への支援拡充 3. 創業関連保証の拡充 4. 特定経営承継関連保証の創設 5. 経営改善・事業再生の促進、再チャレンジ支援等が挙げられる。本稿では、3. 創業関連保証の拡充を採り上げる。

図表 1-14 創業関連保証拡充の詳細

|                | 創業関連保証                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者            | ①創業者（創業計画段階にあり今後創業する者）<br>②創業後5年未満の者<br>③中小企業・小規模事業者（会社）であって、新たに会社を設立（分社化）する者<br>④上記①～③のいずれかに該当する者であって、廃業後5年未満の者（再挑戦支援保証に限る）                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 保証限度額          | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>現在</p> <p><b>1000万円</b></p> </div> <div style="font-size: 2em; color: orange;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>平成30年4月1日より</p> <p><b>2000万円</b></p> </div> </div> <p style="text-align: center;">（自己資金要件なし）</p> <p style="text-align: center;">※無担保保証枠8,000万円の内枠保証</p> |
| 保証割合           | 100%保証                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 保証料率<br>（保険料率） | 各協会所定の料率<br>（0.29%）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| てん補率           | 80%<br>※再挑戦支援保証については90%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 担保・保証人         | 無担保・保証人は原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

出典：中小企業庁 HP

今回の改正で創業関連保証の100%保証限度額が1000万円から倍の2000万円に拡充された。創業時は店舗開設や当座の運転資金等のまとまった資金が必要となる。しかし、創業事業者は手元資金や信用力に乏しい上に、過去の財務データ等がないため、金融機関は事業リスクが判定できず融資を躊躇し、創業事業者が十分な資金を調達できないのが実態となっている。仮にある程度の資金を調達して創業したとしても、事業が軌道に乗り安定的な収入が得られる前に運転資金が枯渇する、いわゆる「死の谷」で断念することも多い。こうした実態を踏まえ、今後、創業事業者が手元資金なしで保証を受けられ、その多くが「死の谷」を超えて事業を継続できるようすることが、創業関連保証の拡充の狙いであると考えられる。

## 第2項 保証限度額の拡充の弊害

信用保証制度には金融機関と創業事業者間で情報の非対称性が存在する。そのため、創

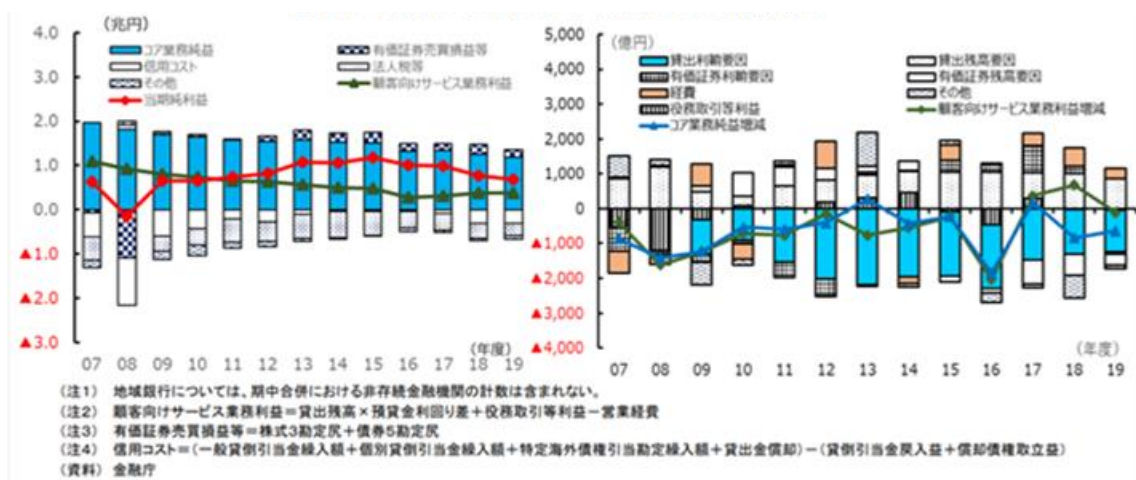
業事業者の債務不履行に陥るリスクを正しく判定できず、リスクの高い創業事業者に融資を実行してしまう逆選択や、融資実行後の借り手企業へのモニタリングやリスクの高い企業への融資を回避する意識の低下を引き起こすモラルハザードの問題が生じる。

創業関連保証は創業事業者が債務不履行になった際、金融機関の融資額の100%を信用保証協会が負担する。金融機関はリスクなしで元本の返済可能性が劣位な企業に融資することから、リスクを信用保証協会に転嫁させていると考えられる。80%保証の場合、金融機関は損失の80%は保証されるが残りの20%の損失は金融機関が負担するため、リスク転嫁の問題は80%保証よりも100%保証においてより顕著に表れる。つまり100%保証である創業関連保証は金融機関のリスク選好が反映されていると考えられる。

前項で取り上げた創業関連保証の保証限度額拡充によって金融機関はより信用保証協会へのリスク転嫁をしやすい環境になった可能性がある。本来であれば資金供給が過少になる創業事業者のうちリスクの低い創業事業者には信用保証を利用した融資を促進すべきである。しかし、上記の問題が発生してしまうとリスクの高い創業事業者への融資を促進してしまい、日本経済の新陳代謝を阻害し、優良な創業企業を支援することによる社会的ベネフィットを生み出すことができなくなってしまう。

## 第5節 コア業務純益の内容

図表 1-15 純利益の推移とコア業務純益の増益要因



出典：金融庁「令和2事務年度金融行政方針(補足資料)」

図 1-14 は金融庁の「金融レポート」により報告された純利益の推移とコア業務純益の増減要因を示したグラフである。コア業務純益とは、銀行本来の業務である貸し出し、為替、金融商品販売などによる収益を表す。もし貸出業務などの金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されていれば、コア業務純益が増加するだろう。しかし、図 1-15 をみると、本業の収益を示すコア業務純益は減少傾向にある。この状況を改善させる方法のひとつとして、貸出利鞘要因を増加させることが挙げられる。低金利環境によって現状のままでは貸出業務による利鞘の確保や増収は困難である。そのため、金融機関は創業事業者といった新規の顧客に対して新たに貸し出しを積極的に行い、貸出残高を増やして利鞘を確保する

のが重要になってくると言える。

## 第2章 問題意識

以上の現状分析から、三つの問題意識を提示する。

1. 保証限度額拡充によってリスクの高い企業への融資が増えたのではないかな？
2. 保証限度額拡充は金融機関の創業融資を促進したかな？
3. 金融機関に創業融資を行うインセンティブはあるかな？

第一に、創業事業者の信用力が低いにも関わらず保証限度額を拡充したことで、本来市場から退出すべき企業への非効率な融資が増えた可能性がある。創業保証は 100%保証であり、無担保保証であるため、限度額の増加により保証債務残高が増加し代位弁済率が上昇する可能性がある。このような効果があれば、創業保証は社会的なコストを生み出していると考えられる。

第二に、信用保証制度を利用することで、融資機会の少なかった創業事業者に対して、金融機関はより多くの貸出を行うと考えられる。創業関連保証限度額の拡充は、制度改正前よりも創業融資を促進すると考えられる。このような創業融資の促進効果が観察されれば、創業保証は社会的なベネフィットを生み出していると考えられる。

第三に、創業事業者へ融資を行うことにより、金融機関にメリットはあるのかという問題が考えられる。もし創業融資を積極的に行っている金融機関の収益性が上昇していなければ、金融機関が創業融資を行うインセンティブがない可能性がある。

## 第3章 先行研究及び本稿の位置づけ

### 第1節 先行研究

岡田（2013）は、信用保証制度の概要や近年の制度変遷などの制度の現状について述べている。これらを踏まえて、信用保証制度の政策効果や持続可能性など、制度のあり方をめぐる論点についても述べている。信用保証協会からの代位弁済が期待されることから、金融機関は融資先企業の審査やその後の経営モニタリングを厳密に行うインセンティブはなく、審査やモニタリングのコストが過少になる。さらに金融機関は、自己資本比率の是正や、貸し倒れリスクを保証協会に転嫁する目的で保証制度を利用するインセンティブを持ち、保証なしで借入れ可能な企業にも保証付き融資を要求する可能性がある。また借り手企業側は、金融機関のモニタリングが十分に行われなくなることで負債による経営改善努力を怠り、リスク選好を増大させるおそれもある。以上のことから、信用保証制度への依存によるモラルハザードの可能性を述べている。

創業融資に注目した分析として尾崎・播磨谷(2018)が挙げられる。この論文は、金融機関の競争環境が地域企業の開廃業にどのような影響を与えているのかを市区町村別データを用いて実証的に分析している。分析結果から金融機関の競争度が低いほど開業率は正の影響を持ち、廃業率には負の影響を持っている。地域における金融機関の高い競争度は開業促進や廃業抑制に寄与していない可能性を示唆している。つまり競争の激しい都市部よりも地方圏のほうが、創業後に企業と金融機関が密接な取引関係を構築しやすく、金融機関が安定的な収入を獲得できることから、創業企業に積極的に融資を行うといえる。

高(2009)では2008年の金融危機に際して創設された緊急保証制度を取り上げ、緊急保証制度による地方銀行の中小企業向け貸出供給への効果を実証的に分析している。分析結果から信用保証協会の信用保証の増加は地方銀行の中小企業向け貸出へプラスの効果があると述べている。

安田(2010)は、政府が2008年10月31日に緊急保証制度を創設したことを受け、公的な信用保証制度が信金の融資行動にどのような影響を与えるのかについて実証的に分析している。結果として、総じて信用保証による信金の貸出に対する下支え効果は大きいということ述べている。しかし、データ制約により分析結果は限定的であると指摘している。また、業態によって結果の違いが生じているのか識別できない。

## 第2節 本稿の独自性

岡田(2013)は、信用保証制度への依存によるモラルハザードの可能性などの副作用について、十分な実証的な検証がなされているとは言えない。また、創業保証における金融機関と借り手側企業のモラルハザードの問題についての検証はされていない。そのため本稿では、金融機関別のパネルデータを用いて、信用保証協会を介した創業融資のモラルハザードの可能性について詳しい分析を行う。

尾崎・播磨谷(2018)は信用保証制度を利用した創業融資については触れられていないため、本論文では創業融資に注目し、制度改正前後の信用保証が創業融資に与える影響や創業融資における金融機関の収益性の変化を分析する。

高(2009)は緊急保証制度について言及しているが、創業関連保証については触れられていないため、本稿では創業関連保証の保証限度額拡充が金融機関の融資態度にどのような影響を与えるのかを分析する。

安田(2010)では信用金庫の融資行動について分析しているが、創業保証についての分析を行っていないため、本稿は創業保証に注目して分析を行

# 第4章 実証分析

## 第1節 保証限度額が拡充されると代位弁済率が上昇するのか

### 第1項 問題意識

2018年4月の信用保証制度の見直しにより、創業関連保証の保証限度額が1000万円から2000万円に拡充された。この保証限度額の拡充は、金融機関の保証債務残高の増加をもたらすと考えられる。もし企業が有益な投資機会に対して創業保証による借入を活用しているのであれば、保証債務残高の増加は代位弁済率を上昇させないであろう。一方企業がリ

スクの高い投資を行っていれば、保証債務残高の増加に伴い代位弁済率が上昇すると考えられる。本稿では、金融機関における保証債務残高が増加すると代位弁済率が高くなるかどうかを明らかにする。代位弁済率の分析を行うデータについては、金融機関別（都銀、地銀）の信用保証データを用いる。仮に創業関連保証の限度額増加により代位弁済率が悪化するのであれば、保証債務残高の増加に伴い代位弁済率が上昇すると予想される。この仮説を立証するため、本分析では金融機関の100%保証の件数のうち創業保証に関するデータを用いて分析する。

## 第2項 創業保証に関する分析

$$\text{創業保証の代位弁済率(金額)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業保証の保証債務残高(金額)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (1)$$

$$\text{創業保証の代位弁済率(件数)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業保証の保証債務残高(件数)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (2)$$

$i$ が金融機関、 $t$ が年を表す添え字である。 $X$ は金融機関の不良債権比率、自己資本比率、業務純益率(=業務純益/資産合計)、預貸率(=貸出金/(預金+譲渡性預金))、年次ダミーを表す。 $\delta_i$ は金融機関固定効果を表す。なお、(1)式は保証債務残高の金額が1%変化したときに代位弁済率が何%ポイント変化するかを表し、(2)式は金融機関の保証債務残高の件数が1%増加したときに、代位弁済率が何%ポイント変化するかを表す。創業保証の代位弁済率(金額)は、代位弁済額(創業保証)/保証債務残高として算出した。また、創業保証の代位弁済率(件数)は、代位弁済件数(創業保証)/保証債務件数として算出した。

図表 4-1 基本統計量

| 変数                | 観測数 | 平均値     | 標準偏差   | 最小値     | 最大値     |
|-------------------|-----|---------|--------|---------|---------|
| 代位弁済比率(金額)        | 164 | 0.0016  | 0.0019 | 0.0000  | 0.0145  |
| 代位弁済比率(件数)        | 164 | 0.0027  | 0.0023 | 0.0000  | 0.0159  |
| 創業保証の保証債務残高(金額)   | 164 | 6.7718  | 0.7830 | 4.1271  | 9.4661  |
| 創業保証の保証債務残高(件数)   | 164 | 5.5633  | 0.7853 | 3.4012  | 7.7944  |
| 創業期の融資残高          | 335 | 10.8517 | 1.0198 | 6.5511  | 13.3589 |
| 創業期の与信先数          | 345 | 6.7824  | 0.7732 | 3.9703  | 9.0048  |
| 100%保証の保証債務残高(金額) | 345 | 10.0415 | 0.8269 | 7.1997  | 12.2454 |
| 100%保証の保証債務残高(件数) | 345 | 8.0795  | 0.7071 | 6.2005  | 9.8669  |
| 80%保証の保証債務残高(金額)  | 345 | 11.0011 | 0.7566 | 8.6745  | 12.7019 |
| 80%保証の保証債務残高(件数)  | 345 | 8.6768  | 0.6701 | 6.6333  | 10.1324 |
| 資産合計              | 345 | 14.8208 | 0.8638 | 12.4976 | 16.6316 |
| 自己資本比率            | 345 | 0.1025  | 0.0220 | 0.0658  | 0.2003  |
| 業務純益率             | 345 | 0.0029  | 0.0016 | -0.0015 | 0.0142  |
| 預貸率               | 345 | 0.7308  | 0.0862 | 0.5204  | 1.0810  |
| 不良債権比率            | 345 | 0.0218  | 0.0100 | 0.0078  | 0.1276  |

各変数の基本統計量は図表 4-1 の通りである。各変数の最大値、最小値の値を見ると、大きく外れた値は観察されないため、ここで外れ値の問題は特に重要でないと思われる。また図表 4-1 の各変数は以降の分析でも同じものを用いる。

#### 実証分析

列(1)(2)(3)は代位弁済率の金額を、列(4)(5)(6)は代位弁済率の件数を被説明変数にしたものである。

図表 4-2 説明変数を創業保証の保証債務残高(金額)とした分析

|                 | (1) 全体    | (2) 2019年  | (3) 2020年 |
|-----------------|-----------|------------|-----------|
|                 | 代位弁済率(金額) | 代位弁済率(金額)  | 代位弁済率(金額) |
| 創業保証の保証債務残高(金額) | 0.0013    | 0.0007***  | 0.0015*** |
| (対数変換)          | (0.001)   | (0.000)    | (0.000)   |
| 資産合計            | -0.0073   | -0.0007*** | -0.0011** |
|                 | (0.008)   | (0.000)    | (0.000)   |
| 自己資本比率          | -0.0428   | 0.0075     | -0.0068   |
|                 | (0.048)   | (0.007)    | (0.016)   |
| 業務純益率           | -0.0382   | -0.1327    | -0.2921   |
|                 | (0.253)   | (0.107)    | (0.301)   |
| 預貸率             | 0.0101    | 0.0007     | 0.0051    |
|                 | (0.009)   | (0.002)    | (0.004)   |
| 不良債権比率          | -0.0398   | -0.0260    | 0.0114    |
|                 | (0.038)   | (0.020)    | (0.028)   |
| 観測数             | 209       | 106        | 103       |
| 銀行固定効果          | yes       | no         | no        |
| 年固定効果           | yes       | no         | no        |
| 決定係数            | 0.169     | 0.251      | 0.194     |
| 銀行数             | 106       |            |           |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

図表 4-2 は被説明変数に代位弁済率の金額を用いた推定式の分析結果である。列(1)の分析結果によると、創業保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであるものの、統計的に有意にゼロと異なる。列(2)の分析結果は 2019 年のデータのみを分析した結果である。この結果によると、創業保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(金額)が 1 % 上昇すると、代位弁済率が 0.07%ポイント上昇すると解釈できる。列(3)の分析結果は 2020 年のデータのみを分析した結果である。この結果によると、創業保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると、代位弁済率が 0.15%ポイント上昇する。つまり、創業保証の保証債務残高(金額)の係数は、2019 年よりも 2020 年の方が大きくなっていることがわかる。

図表 4-3 説明変数を創業保証の保証債務残高(件数)とした分析

|                 | (4) 全体   | (5) 2019年  | (6) 2020年 |
|-----------------|----------|------------|-----------|
|                 | 代位弁済(件数) | 代位弁済率(件数)  | 代位弁済率(件数) |
| 創業保証の保証債務残高(件数) | 0.0029** | 0.0012***  | 0.0016*** |
| (対数変換)          | (0.001)  | (0.000)    | (0.000)   |
| 資産合計            | -0.0051  | -0.0009*** | -0.0009** |
|                 | (0.008)  | (0.000)    | (0.000)   |
| 自己資本比率          | -0.0363  | 0.0079     | -0.0111   |
|                 | (0.047)  | (0.008)    | (0.015)   |
| 業務純益率           | -0.0682  | -0.1098    | -0.2665   |
|                 | (0.248)  | (0.132)    | (0.280)   |
| 預貸率             | 0.0117   | 0.0008     | 0.0066*   |
|                 | (0.009)  | (0.002)    | (0.003)   |
| 不良債権比率          | -0.0434  | -0.0219    | -0.0001   |
|                 | (0.038)  | (0.025)    | (0.026)   |
| 観測数             | 209      | 106        | 103       |
| 銀行固定効果          | yes      | no         | no        |
| 年固定効果           | yes      | no         | no        |
| 決定係数            | 0.244    | 0.308      | 0.232     |
| 銀行数             | 106      |            |           |

Standard errors in parentheses\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

図表 4-3 は被説明変数に代位弁済率の件数を用いた推定式の分析結果である。列(4)の分析結果によると、創業保証の保証債務残高(件数)の係数の値はプラスであり、統計的に有意に 5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(件数)が 1%上昇すると、代位弁済率が 0.29%ポイント上昇する。列(2)および列(3)と同様に、列(5)、列(6)では年別に分析を行った推定結果が示されている。列(5)の分析結果によると、創業保証の保証債務残高(件数)の係数の値はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(件数)が 1%上昇すると、代位弁済率が 0.12%ポイント上昇する。列(6)の分析結果によると、創業保証の保証債務残高(件数)の係数の値はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(件数)が 1%上昇すると、代位弁済率が 0.16%ポイント上昇する。これらの結果は金額ベースの推定結果と同様に、創業保証の保証債務残高(件数)の効果が 2019 年よりも 2020 年の方が大きいことを示している。

これらの結果は創業関連保証の保証限度額拡充により、代位弁済率が上昇する可能性を示している。つまり、金融機関は制度見直し後に倒産リスクの高い企業への貸し出しを増加していると解釈することができる。また、2019 年と 2020 年の結果を見てみると代位弁済率が上昇していることがわかる。このことから金融機関の保証拡充による代位弁済率の上昇は年を増すごとに悪化していると解釈できる。

## 第2節 保証限度額拡充による政策効果

### 第1項 問題意識

ここでは、保証限度額拡充が創業を促進したのか分析する。もし限度額拡充によって金融機関が創業融資を積極的に行っていれば、保証債務残高の増加は金融機関の創業期の融資残高や与信先数を増加させるだろう。一方、限度額拡充に効果がなければ、融資残高や与信先数を増加させない。本稿では、金融機関における保証債務残高が増加すると創業期の融資残高や与信先数が増加するかどうかを計量分析により明らかにする。創業期の融資残高、与信先数の分析を行うデータについては、前述した中小企業庁による金融機関別（都銀、地銀）の信用保証利用データおよび日経 financial quest を用いる。また、創業期の融資残高および与信先数のデータについては、各金融機関がホームページに公表している「金融仲介機能のベンチマーク」の「ライフステージ別の与信先数および融資額」における創業期企業への融資額および与信先数を利用した。創業期のデータについては、筆者が各銀行のホームページにアクセスし、独自に入手した。仮に信用保証制度の限度額拡充によって創業が促進していなければ、保証債務残高の増加に伴い金融機関の創業期の融資残高、与信先数は増加しないと予想される。この仮説を立証するため、本分析では金融機関の100%保証のうち創業保証に関するデータ、100%保証全体のデータ、80%保証全体のデータを用いて、以下の式を推定する。

### 第2項 創業期の融資残高、与信先数に関する分析

$$\ln \text{創業期の融資残高(金額)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業保証の保証債務残高(金額)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (3)$$

$$\ln \text{創業期の融資残高(金額)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln 100\% \text{保証の保証債務残高(金額)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (4)$$

$$\ln \text{創業期の与信先数(件数)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業保証の保証債務残高(件数)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (5)$$

$$\ln \text{創業期の与信先数(件数)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln 100\% \text{保証の保証債務残高(件数)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (6)$$

$$\ln \text{創業期の融資残高(金額)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln 80\% \text{保証の保証債務残高(金額)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (7)$$

$$\ln \text{創業期の与信先数(件数)}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln 80\% \text{保証の保証債務残高(件数)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (8)$$

分析1と同様に*i*が金融機関、*t*が年を表す添え字である。*X*は金融機関の不良債権比率、自己資本比率、預貸率(=貸出金/(預金+譲渡性預金))、年次ダミーを表す。 $\delta_i$ は銀行の固定効果を表す。なお、(3)式の $\beta_1$ は創業保証の保証債務残高(金額)が1%変化したときに創業期の融資残高が何%変化するかを表し、(4)式の $\beta_1$ は100%保証の保証債務残高(金額)

が 1%変化したときに創業期の融資残高が何%変化するかを表す。同様に、(5)式の  $\beta_1$  は創業保証の保証債務残高(件数)が 1%変化したときに創業期の与信先数が何%変化するかを表し、(6)式の  $\beta_1$  は 100%保証の保証債務残高(件数)が 1%変化したときに創業期の与信先数が何%変化するかを表す。仮に金融機関が、保証制度を利用したことにより新規に創業期の企業へ融資を行っているのであれば、 $\beta_1$  はプラスかつ 1%になると考えられる。このケースでは、創業保証は完全な効果があると解釈できる。金融機関が既存の創業向け融資を保証付き融資にシフトさせているのであれば、 $\beta_1$  は 1%未満になると考えられる。 $\beta_1$  が統計的に有意でなければ、創業保証の政策効果は統計的に観察されないと解釈できる。

また、(7)(8)の式は 80%保証の保証債務残高を説明変数にして分析したものであり、(7)式の  $\beta_1$  は 80%保証の保証債務残高(金額)が 1%変化したときに創業期の融資残高が何%変化するかを表し、(6)式の  $\beta_1$  は 80%保証の保証債務残高(件数)が 1%変化したときに創業期の与信先数が何%変化するかを表す。 $\beta_1$  がプラスかつ 100%保証の保証債務残高より高ければ、100%保証より 80%保証の方が政策効果があると解釈できる。

図表 4-4 被説明変数を創業期の融資残高、  
説明変数を創業保証の保証債務残高(金額)とした分析

|                 | (1) 全体     | (2) 2019年   | (3) 2020年   |
|-----------------|------------|-------------|-------------|
|                 | 創業期の融資残高   | 創業期の融資残高    | 創業期の融資残高    |
|                 | (対数変換)     | (対数変換)      | (対数変換)      |
| 創業保証の保証債務残高(金額) | 0.3732**   | 0.3109**    | -0.0274     |
| (対数変換)          | (0.167)    | (0.139)     | (0.136)     |
| 資産合計            | -0.2882    | 0.6892***   | 0.6946***   |
|                 | (0.779)    | (0.152)     | (0.127)     |
| 自己資本比率          | -4.9553    | -13.8412*** | -9.8179**   |
|                 | (4.461)    | (4.814)     | (4.344)     |
| 預貸率             | 0.7683     | 0.0582      | 0.1533      |
|                 | (0.819)    | (1.117)     | (0.936)     |
| 不良債権比率          | 14.6823*** | 3.0861      | -22.3724*** |
|                 | (3.439)    | (16.223)    | (6.659)     |
| 観測数             | 160        | 86          | 74          |
| 決定係数            | 0.587      | 0.412       | 0.466       |
| 銀行数             | 89         |             |             |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

図表 4-4、4-5 は被説明変数に金融機関の創業期の融資残高を用いた推定式の分析結果である。列(1)の分析結果は 2019 年と 2020 年のデータを用いて、説明変数に創業保証の保証債務残高(金額)を用いた固定効果モデルの分析結果である。この結果によると創業保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意に 5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により、創業保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると創業期の融資残高が 0.3732%上昇すると解釈できる。年別の効果を見るために、列(2)の分析結果は 2019 年の創

業期の融資残高のデータのみで、最小二乗法により分析した結果である。この結果によると創業保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意に 5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると創業期の融資残高が 0.3109%上昇すると解釈できる。列(3)の分析は 2020 年の創業期の融資残高のデータのみで、最小二乗法により分析した結果である。この結果によると創業保証の保証債務残高(金額)の係数はマイナスの値をとり、統計的に有意にゼロと異ならない。列(1)(2)(3)の分析から、2020 年の分析は統計的に有意でなく、数量的な政策効果は観察されなかった。全体と 2019 年は統計的に有意でプラスの効果があるが、保証債務残高が 1% 上昇するのに対し、創業向け融資は 1%未満の上昇にとどまる。したがって、創業保証の保証債務残高(金額)の増加は創業期の融資残高を増加させる効果は一部でみられるものの、完全な政策効果があるとは言えない。

図表 4-5 説明変数を 100%保証の保証債務残高(金額)とした分析

|                             | (4) 全体             | (5) 2017年            | (6) 2018年            | (7) 2019年             | (8) 2020年              |
|-----------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|
|                             | 創業期の融資残高<br>(対数変換) | 創業期の融資残高<br>(対数変換)   | 創業期の融資残高<br>(対数変換)   | 創業期の融資残高<br>(対数変換)    | 創業期の融資残高<br>(対数変換)     |
| 100%保証の保証債務残高(金額)<br>(対数変換) | 0.3308<br>(0.236)  | 0.1797<br>(0.176)    | 0.2613*<br>(0.140)   | 0.3398**<br>(0.158)   | 0.1773<br>(0.131)      |
| 資産合計                        | 0.0735<br>(0.670)  | 0.6801***<br>(0.186) | 0.7556***<br>(0.146) | 0.6199***<br>(0.172)  | 0.5995***<br>(0.132)   |
| 自己資本比率                      | -5.3869<br>(4.556) | -3.7879<br>(4.824)   | -7.1112*<br>(3.844)  | -12.5423**<br>(4.851) | -9.1911**<br>(4.313)   |
| 預貸率                         | 0.1205<br>(1.070)  | -0.6259<br>(1.151)   | 0.5342<br>(0.945)    | 0.2004<br>(1.116)     | 0.2329<br>(0.925)      |
| 不良債権比率                      | 1.0479<br>(3.634)  | 6.4973<br>(12.475)   | 13.0731<br>(10.668)  | -0.5992<br>(16.382)   | -20.8854***<br>(5.874) |
| 観測数                         | 335                | 88                   | 87                   | 86                    | 74                     |
| 決定係数                        | 0.157              | 0.397                | 0.531                | 0.409                 | 0.480                  |
| 銀行数                         | 91                 |                      |                      |                       |                        |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

列(4)(5)(6)(7)(8)は、列(1)(2)(3)の説明変数をライフステージに関わらない 100%保証の保証債務残高(金額)に変更した分析結果である。創業保証のデータは 2019 年から公表されたため、2018 年以前については分析できない。そのため、創業保証を含む 100%保証のデータを利用して、信用保証の政策効果を分析した。列(4)は 2017 年から 2020 年のデータの固定効果モデルを用いて分析した結果である。この結果によると 100%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異ならない。列(5)は 2017 年のデータのみを分析した結果である。この結果によると 100%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異ならない。列(6)は 2018 年のデータのみ分析した結果である。この結果によると 100%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意 10%の水準でゼロと異なる。推定された係数により 100%保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると創業期の融資残高が 0.2613%上昇すると解釈できる。列(7)は 2019 年のデータのみ分析した結果である。この結果によると 100%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意 5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により 100%保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると創業期の融資残高が 0.3398%上昇すると解釈できる。列(8)は 2020 年のデータのみを分析した結果である。この結果による

と 100%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異なる。列(4)(5)(6)(7)(8)の分析から、全体、2016年、2020年の分析は統計的に有意でなく、数量的な政策効果は得られなかった。2017年が10%有意、2019年が5%有意でそれぞれプラスの効果があるが、係数の値は1%を下回る。したがって、100%保証の保証債務残高(金額)の上昇は創業期の融資残高を一部増加させる効果を有するものの、その効果は完全な政策効果から乖離するものである。

図表 4-6 被説明変数を創業期の与信先数、  
説明変数を創業保証の保証債務残高(件数)とした分析

|                 | (9) 全体    | (10) 2019年  | (11) 2020年  |
|-----------------|-----------|-------------|-------------|
|                 | 創業期の与信先数  | 創業期の与信先数    | 創業期の与信先数    |
|                 | (対数変換)    | (対数変換)      | (対数変換)      |
| 創業保証の保証債務残高(件数) | 0.5563*** | 0.4406***   | 0.3749***   |
| (対数変換)          | (0.106)   | (0.098)     | (0.108)     |
| 資産合計            | 0.6794    | 0.3792***   | 0.2499**    |
|                 | (0.480)   | (0.107)     | (0.104)     |
| 自己資本比率          | -0.8855   | -10.2245*** | -9.0548**   |
|                 | (2.748)   | (3.339)     | (3.467)     |
| 預貸率             | -0.2632   | 0.2188      | 0.2327      |
|                 | (0.503)   | (0.773)     | (0.739)     |
| 不良債権比率          | 4.3480**  | 16.6743     | -13.5027*** |
|                 | (2.084)   | (11.249)    | (5.073)     |
| 観測数             | 164       | 88          | 76          |
| 決定係数            | 0.309     | 0.451       | 0.452       |
| 銀行数             | 91        |             |             |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

図表 4-6、4-7 は被説明変数に金融機関の創業期の与信先数を用いた推定式の分析結果である。列(9)は 2019 年と 2020 年のデータを使い、説明変数に創業保証の保証債務残高(件数)を用いた分析結果である。この結果によると創業保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(件数)が 1%増加すると創業期の与信先数が 0.5563%上昇すると解釈できる。列(10)は 2019 年のみのデータを分析した結果である。この結果によると創業保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(件数)が 1%上昇すると創業期の与信先数が 0.4406%上昇すると解釈できる。列(11)は 2020 年のみのデータを分析した結果である。この結果によると創業保証の保証債務残高(件数)に係数はプラスであり、統計的に有意に 1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業保証の保証債務残高(件数)が 1%上昇すると創業期の与信先数が 0.3749%上昇すると解釈できる。列(9)(10)(11)の分析から、全体、2019 年、2020 年全てで統計的に有意でプラスの効果があるが、係数の値が 1 を下回る。し

たがって、創業保証の保証債務残高(件数)は創業期の与信先数を上昇させる効果は有するものの、完全な政策効果が得られているとは言えない。

図表 4-7 説明変数 100%保証の保証債務残高(件数)とした分析

|                   | (12) 全体  | (13) 2017年 | (14) 2018年 | (15) 2019年 | (16)2020年   |
|-------------------|----------|------------|------------|------------|-------------|
|                   | 創業期の与信先数 | 創業期の与信先数   | 創業期の与信先数   | 創業期の与信先数   | 創業期の与信先数    |
|                   | (対数変換)   | (対数変換)     | (対数変換)     | (対数変換)     | (対数変換)      |
| 100%保証の保証債務残高(件数) | 0.1690   | 0.2754*    | 0.4041***  | 0.4108***  | 0.2777**    |
| (対数変換)            | (0.150)  | (0.158)    | (0.137)    | (0.132)    | (0.125)     |
| 資産合計              | 0.2530   | 0.3857**   | 0.4201***  | 0.3649***  | 0.2855**    |
|                   | (0.459)  | (0.147)    | (0.126)    | (0.128)    | (0.113)     |
| 自己資本比率            | 0.9005   | -3.5951    | -6.6125**  | -8.0661**  | -7.4479**   |
|                   | (3.143)  | (3.856)    | (3.250)    | (3.519)    | (3.631)     |
| 預貸率               | -1.0356  | -0.4054    | 0.4201     | 0.4788     | 0.3907      |
|                   | (0.737)  | (0.917)    | (0.802)    | (0.812)    | (0.779)     |
| 不良債権比率            | 0.6133   | 10.3168    | 16.4954*   | 13.0084    | -18.8879*** |
|                   | (2.514)  | (10.033)   | (9.115)    | (12.086)   | (4.959)     |
| 観測数               | 345      | 92         | 89         | 88         | 76          |
| 決定係数              | 0.159    | 0.307      | 0.437      | 0.389      | 0.400       |
| 銀行数               | 95       |            |            |            |             |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

列(12)(13)(14)(15)(16)は、列(9)(10)(11)の説明変数をライフステージに関わらない100%保証の保証債務残高(件数)にして分析した結果である。列(12)は全体のデータを分析した結果である。この結果によると100%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異なる。列(13)は2016年のみのデータを分析した結果である。この結果によると100%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に10%の水準でゼロと異なる。推定された係数により100%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.2754%上昇すると解釈できる。列(14)は2017年のみのデータを分析した結果である。この結果によると100%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に10%の水準でゼロと異なる。推定された係数により100%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.4041%上昇すると解釈できる。列(15)は2019年のみのデータを分析した結果である。この結果によると100%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により100%保証の保証債務残高(件数)が1%増加すると創業期の与信先数が0.4108%上昇すると解釈できる。列(16)は2020年のみのデータを分析した結果である。この結果によると100%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により100%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.2777%上昇すると解釈できる。

列(12)(13)(14)(15)(16)の分析から、全体の分析は統計的に有意でなく、数量的な政策効果は得られなかった。年度ごとに見るとそれぞれ統計的に有意でプラスの効果があるが、与信先数の増加率が低い。したがって、100%保証の保証債務残高(件数)の上昇は創業期の与信先数を増加させる効果は小さいと考えられる。

図表 4-8 被説明変数を創業期の融資残高(件数)、説明変数を80%保証の保証債務残高とした分析

|                  | (17) 全体  | (18) 2017年 | (19) 2018年 | (20) 2019年  | (21) 2020年  |
|------------------|----------|------------|------------|-------------|-------------|
|                  | 創業期の融資残高 | 創業期の融資残高   | 創業期の融資残高   | 創業期の融資残高    | 創業期の融資残高    |
|                  | (対数変換)   | (対数変換)     | (対数変換)     | (対数変換)      | (対数変換)      |
| 80%保証の保証債務残高(金額) | 0.3882*  | 0.1761     | 0.1955     | 0.3856**    | 0.0699      |
| (対数変換)           | (0.211)  | (0.203)    | (0.163)    | (0.178)     | (0.154)     |
| 資産合計             | 0.0292   | 0.6784***  | 0.7941***  | 0.5954***   | 0.6507***   |
|                  | (0.662)  | (0.205)    | (0.162)    | (0.179)     | (0.140)     |
| 自己資本比率           | -5.7346  | -4.5382    | -7.9343**  | -13.7164*** | -9.9693**   |
|                  | (4.547)  | (4.797)    | (3.879)    | (4.821)     | (4.344)     |
| 預貸率              | 0.2156   | -0.8718    | 0.2920     | -0.1028     | 0.1354      |
|                  | (1.067)  | (1.184)    | (0.976)    | (1.126)     | (0.936)     |
| 不良債権比率           | 1.8724   | 6.7173     | 13.0549    | 2.3531      | -20.8353*** |
|                  | (3.679)  | (12.508)   | (10.863)   | (16.259)    | (6.244)     |
| 観測数              | 335      | 88         | 87         | 86          | 74          |
| 決定係数             | 0.162    | 0.395      | 0.520      | 0.410       | 0.467       |
| 銀行数              | 91       |            |            |             |             |

Standard errors in parentheses\*\*\* p<0. 01, \*\* p<0. 05, \* p<0. 1

列(17)(18)(19)(20)(21)は、列(1)(2)(3)の説明変数をライフステージに関わらない 80%保証の保証債務残高(金額)にして分析した結果である。列(17)は全体のデータを分析した結果である。この結果によると 80%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意に 10%の水準でゼロと異なる。推定された係数により 80%保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると創業期の融資残高が 0.3882%上昇すると解釈できる。列(18)は 2017 年のみのデータを分析した結果である。この結果によると 80%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異なる。列(19)は 2018 年のみのデータを分析した結果である。この結果によると 80%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異なる。列(20)は 2019 年のみのデータを分析した結果である。この結果によると 80%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスであり、統計的に有意に 5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により 80%保証の保証債務残高(金額)が 1%上昇すると創業期の与信先数が 0.3856%上昇すると解釈できる。列(21)は 2020 年のみのデータを分析した結果である。この結果によると 80%保証の保証債務残高(金額)の係数はプラスの値をとるが、統計的に有意にゼロと異なる。

列(17)(18)(19)(20)(21)の分析から、2017 年、2018 年、2020 年の分析は統計的に有意でなく、数量的な政策効果は得られなかった。全体と 2019 年を見るとそれぞれ統計的に有意でプラスの効果があるが、融資残高の増加率が低い。しかし 100%保証の保証債務残高と比較すると係数の値が大きい 80%保証の保証債務残高のほうが政策効果があると考えられる。

図表 4-9 被説明変数を創業期の与信先数、説明変数を 80%保証の保証債務残高(件数)とした分析

|                  | (22) 全体   | (23) 2017年 | (24) 2018年 | (25) 2019年 | (26) 2020年  |
|------------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|
|                  | 創業期の与信先数  | 創業期の与信先数   | 創業期の与信先数   | 創業期の与信先数   | 創業期の与信先数    |
|                  | (対数変換)    | (対数変換)     | (対数変換)     | (対数変換)     | (対数変換)      |
| 80%保証の保証債務残高(件数) | 0.3999*** | 0.3505**   | 0.3999***  | 0.4683***  | 0.3687**    |
| (対数変換)           | (0.151)   | (0.167)    | (0.152)    | (0.144)    | (0.141)     |
| 資産合計             | 0.2876    | 0.3421**   | 0.4185***  | 0.3446***  | 0.2530**    |
|                  | (0.453)   | (0.148)    | (0.134)    | (0.129)    | (0.114)     |
| 自己資本比率           | 0.3559    | -4.7581    | -7.9263**  | -9.8644*** | -9.4781**   |
|                  | (3.114)   | (3.832)    | (3.294)    | (3.504)    | (3.611)     |
| 預貸率              | -0.8378   | -0.6396    | 0.1231     | 0.3995     | 0.4003      |
|                  | (0.729)   | (0.916)    | (0.816)    | (0.809)    | (0.768)     |
| 不良債権比率           | 1.1615    | 9.2869     | 15.6256*   | 15.6591    | -17.4714*** |
|                  | (2.488)   | (9.996)    | (9.289)    | (11.872)   | (4.969)     |
| 観測数              | 345       | 92         | 89         | 88         | 76          |
| 決定係数             | 0.178     | 0.317      | 0.425      | 0.395      | 0.415       |
| 銀行数              | 95        |            |            |            |             |

Standard errors in parentheses\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

列(22)(23)(24)(25)(26)は、列(9)(10)(11)の説明変数をライフステージに関わらない80%保証の保証債務残高(件数)にして分析した結果である。列(22)は全体のデータを分析した結果である。この結果によると80%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により80%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.3999%上昇すると解釈できる。列(23)は2017年のみのデータを分析した結果である。この結果によると80%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により80%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.3505%上昇すると解釈できる。列(24)は2018年のみのデータを分析した結果である。この結果によると80%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により80%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.3999%上昇すると解釈できる。列(25)は2019年のみのデータを分析した結果である。この結果によると80%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に1%の水準でゼロと異なる。推定された係数により80%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.4683%上昇すると解釈できる。列(26)は2020年のみのデータを分析した結果である。この結果によると80%保証の保証債務残高(件数)の係数はプラスであり、統計的に有意に5%の水準でゼロと異なる。推定された係数により80%保証の保証債務残高(件数)が1%上昇すると創業期の与信先数が0.3687%上昇すると解釈できる。列(22)(23)(24)(25)(26)の分析から、それぞれ統計的に有意でプラスの効果があるが、与信先数の増加率が低い。しかし100%保証の保証債務残高と比較すると分析対象の係数がすべて有意であり、係数の値が大きいため80%保証の保証債務残高のほうが政策効果があると考えられる。

#### まとめ

図表4-4、4-5、4-6、4-7の分析結果から、保証債務残高の増加は金融機関の創業期の融資残高や与信先数を増加させる効果が一部ではみられるものの、政策効果が小さいと解釈できる。係数がプラスの場合でも、係数が1を下回るため十分な効果はない。したがって、

信用保証による金融機関の創業向け融資促進効果は小さく、信用保証の保証限度額拡充によって創業を十分に促進していないと考えられる。

また図表 4-8、4-9 の分析結果から、80%保証の保証債務残高の増加は金融機関の創業期の融資残高や与信先数を上昇させる効果が一部みられた。係数が 1 を下回るため十分な効果はないが、100%保証の保証債務残高よりも係数の値が大きい。したがって、100%保証より 80%保証の方が創業を促進すると考えられる。

### 第3節 金融機関は創業融資を行うインセンティブがあるか

#### 第1項 問題意識

ここでは、金融機関に創業融資を行うインセンティブがあるかどうか分析する。もし創業融資を行うほど金融機関の業務純益率が上昇するのであれば、創業期の企業に対して積極的に融資を行うインセンティブがあると考えられる。一方、創業融資を行っても金融機関の業務純益率に変化が見られないもしくは減少するのであれば、創業融資を行うインセンティブがないと考えられる。本稿では、創業期の融資残高や与信先数、保証債務残高が増加すると金融機関の業務純益率が増加するかどうかを計量分析により明らかにする。金融機関の業務純益率の分析を行うデータについては、前述した中小企業庁による金融機関別(都銀、地銀)の信用保証利用データおよび日経 financial quest を用いる。また、創業期の融資残高および与信先数のデータについては、各金融機関がホームページに公表している「金融仲介機能のベンチマーク」の「ライフステージ別の与信先数および融資額」における創業期企業への融資額および与信先数を利用した。

#### 第2項 業務純益率に関する分析

$$\text{業務純益率}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業期の融資残高(金額)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (9)$$

$$\text{業務純益率}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業期の与信先数(件数)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (10)$$

$$\text{業務純益率}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業保証の保証債務残高(金額)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (11)$$

$$\text{業務純益率}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{創業保証の保証債務残高(件数)}_{i,t} + \beta_2 X_{i,t-1} + \delta_i + \epsilon_{i,t} \quad (12)$$

分析 1 と同様に  $i$  が金融機関、 $t$  が年を表す添え字である。 $X$  は金融機関の不良債権比率、自己資本比率、預貸率(=貸出金/(預金+譲渡性預金))、年次ダミーを表す。 $\delta_i$  は銀行の固定効果を表す。なお、(9)式の $\beta_1$ は創業期の融資残高が 1%変化したときに金融機関の業務純益率が何%ポイント変化するかを表し、(10)式の $\beta_1$ は創業期の与信先数が 1%変化したときに金融機関の業務純益率が何%ポイント変化するかを表す。また、(11)式の $\beta_1$ は創業保証の保証債務残高(金額)が 1%変化したときに金融機関の業務純益率何%ポイント変化するかを表し、(12)式の $\beta_1$ は創業保証の保証債務残高(件数)が 1%変化したときに金融機関の業務純益率が何%ポイント変化するかを表す。仮に金融機関が創業融資を行ったことにより業務純益率が上昇しているのであれば、 $\beta_1$ はプラスになると考えられる。このケースでは、金融機関は創業融資を行うことで業務純益率が上昇するため、創業融資を行うインセンティブがあると解釈できる。金融機関の業務純益率は、業務純益率(=業務純益/資産合計)として算出した

図表 4-10 被説明変数を業務純益率、説明変数を創業期の融資残高とした分析

|                    | (1) 全体                | (2) 2016年            | (3) 2017年            | (4) 2018年            |
|--------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                    | 業務純益率                 | 業務純益率                | 業務純益率                | 業務純益率                |
| 創業期の融資残高<br>(対数変換) | 0.0003*<br>(0.000)    | -0.0001<br>(0.000)   | 0.0002<br>(0.000)    | -0.0001<br>(0.000)   |
| 資産合計               | 0.0032<br>(0.002)     | -0.0001<br>(0.000)   | 0.0001<br>(0.000)    | 0.0003*<br>(0.000)   |
| 自己資本比率             | -0.0299**<br>(0.015)  | 0.0022<br>(0.005)    | 0.0093<br>(0.006)    | 0.0033<br>(0.005)    |
| 業務純益率(t-1)         | -0.3032***<br>(0.077) | 0.9043***<br>(0.064) | 0.4032***<br>(0.075) | 0.5323***<br>(0.081) |
| 預貸率                | 0.0048<br>(0.004)     | -0.0005<br>(0.001)   | 0.0030**<br>(0.001)  | 0.0013<br>(0.001)    |
| 不良債権比率             | -0.0974***<br>(0.035) | -0.0234*<br>(0.013)  | 0.0095<br>(0.016)    | 0.0092<br>(0.017)    |
| 観測数                | 261                   | 88                   | 87                   | 86                   |
| 決定係数               | 0.205                 | 0.744                | 0.416                | 0.502                |
| 銀行数                | 91                    |                      |                      |                      |

Standard errors in parentheses \*\*\* p&lt;0.01, \*\* p&lt;0.05, \* p&lt;0.1

図表 4-10 は被説明変数に業務純益率、説明変数に創業期の融資残高を用いた推定式の分析結果である。列(1)の分析結果によると、創業期の融資残高の係数はプラスであり、統計的に有意に 10%の水準でゼロと異なる。推定された係数により創業期の融資残高が 1 % 上昇すると、業務純益率が 0.03%ポイント上昇すると解釈できる。列(2)の分析結果は 2016 年のデータのみを分析した結果である。この結果によると、創業期の融資残高の係数はマイナスで、統計的に有意にゼロと異ならない。列(3)の分析結果は 2017 年のデータのみを分析した結果である。この結果によると、創業期の融資残高の係数はプラスであるものの、統計的に有意にゼロと異ならない。列(4)の分析結果は 2018 年のデータのみを分析した結果である。この結果によると、創業期の融資残高の係数はマイナスで、統計的に有意にゼロと異ならない。

図表 4-11 説明変数を創業期の与信先数とした分析

|            | (5) 全体     | (6) 2016年 | (7) 2017年 | (8) 2018年 |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
|            | 業務純益率      | 業務純益率     | 業務純益率     | 業務純益率     |
| 創業期の与信先数   | 0.0004     | -0.0001   | 0.0002    | -0.0002*  |
| (対数変換)     | (0.000)    | (0.000)   | (0.000)   | (0.000)   |
| 資産合計       | 0.0032     | -0.0001   | 0.0002    | 0.0004**  |
|            | (0.002)    | (0.000)   | (0.000)   | (0.000)   |
| 自己資本比率     | -0.0321**  | 0.0021    | 0.0084    | 0.0026    |
|            | (0.015)    | (0.005)   | (0.006)   | (0.005)   |
| 業務純益率(t-1) | -0.2904*** | 0.8995*** | 0.4278*** | 0.5308*** |
|            | (0.076)    | (0.062)   | (0.077)   | (0.077)   |
| 預貸率        | 0.0054     | -0.0004   | 0.0028*   | 0.0013    |
|            | (0.004)    | (0.001)   | (0.001)   | (0.001)   |
| 不良債権比率     | -0.0991*** | -0.0239*  | 0.0101    | 0.0146    |
|            | (0.035)    | (0.013)   | (0.017)   | (0.017)   |
| 観測数        | 269        | 92        | 89        | 88        |
| 決定係数       | 0.200      | 0.755     | 0.414     | 0.529     |
| 銀行数        | 95         |           |           |           |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

図表 4-11 は被説明変数に業務純益率、説明変数に創業期の与信先数を用いた推定式の分析結果である。列(5)は被説明変数に 2016 年から 2018 年の業務純益率のデータ、説明変数に創業期の与信先数を用いて分析したものである。分析結果によると、係数はプラスであるものの、統計的に有意にゼロと異なる。列(6)は 2016 年のデータを用いて分析したものである。分析結果によると係数はマイナスをとるものの、統計的に有意にゼロと異なる。列(7)は 2017 年のデータを用いて分析したものである。分析結果によると、係数はプラスであるものの、統計的に有意にゼロと異なる。列(8)は 2018 年のデータを用いて分析したものである。分析結果によると統計的に有意に 10%の水準でゼロと異なるが係数はマイナスをとる。2018 年の結果は、創業期の与信先数を 1%上昇させると、業務純益率が 0.02%ポイント下落することを意味する。この分析から、創業期の与信先を増加させることは一部プラスの効果がみられるものの、統計的に有意ではなく 2018 年にはマイナスの結果となっている。

図表 4-12 説明変数を創業保証の保証債務残高(金額)  
と創業保証の保証債務(件数)とした分析

|                 | (9) 2018年 | (10) 2018年 |
|-----------------|-----------|------------|
|                 | 業務純益率     | 業務純益率      |
| 創業保証の保証債務残高(金額) | -0.0002*  |            |
| (対数変換)          | (0.000)   |            |
| 創業保証の保証債務残高(件数) |           | -0.0002*   |
| (対数変換)          |           | (0.000)    |
| 資産合計            | 0.0002    | 0.0002     |
|                 | (0.000)   | (0.000)    |
| 自己資本比率          | 0.0021    | 0.0023     |
|                 | (0.004)   | (0.004)    |
| 業務純益率(t-1)      | 0.5684*** | 0.5833***  |
|                 | (0.069)   | (0.068)    |
| 預貸率             | 0.0014    | 0.0014     |
|                 | (0.001)   | (0.001)    |
| 不良債権比率          | 0.0027    | 0.0035     |
|                 | (0.013)   | (0.013)    |
| 観測数             | 106       | 106        |
| 決定係数            | 0.541     | 0.537      |
| 銀行数             |           |            |

Standard errors in parentheses \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

図表 4-12 は被説明変数に業務純益率、説明変数に創業保証の保証債務残高(金額)及び(件数)を用いた推定式の分析結果である。列(9)は被説明変数に 2018 年の業務純益率のデータ、説明変数に創業保証の保証債務残高(金額)を用いた分析したものである。分析結果によると統計的に有意に 10%の水準でゼロと異なるが係数はマイナスをとる。この結果から創業保証の保証債務残高(金額)を 1%上昇させると業務純益率が 0.02%ポイント下落することがわかる。列(10)は被説明変数に 2018 年の業務純益率のデータ、説明変数に創業保証の保証債務残高(件数)を用いた分析したものである。分析結果によると統計的に有意に 10%の水準でゼロと異なり係数はマイナスをとる。この結果も列(9)と同様に、創業保証の保証債務残高(件数)を 1%上昇させると、業務純益率が 0.02%ポイント下落する。

結論として金融機関は創業期の企業に対して融資を行っても業務純益率を上昇させる効果はほとんどみられず、統計的に有意であったが分析結果で係数はマイナスの値であった。以上のことから金融機関は創業融資を行っても業務純益率を向上させる効果が得られないため、積極的に創業向け融資を行うインセンティブは見ることができないと言える。

## 第5章 政策提言

### 第1節 政策提言の概要

本稿では創業関連保証の保証限度額拡充後の金融機関における保証債務残高が代位弁済率に与える影響、創業期の融資残高及び与信先数に与える影響、また保証債務残高及び創業融資の増加が金融機関の業務純益率を上昇させているのかを実証分析した。これにより、以下の結果が得られた。

1. 保証限度額拡充により保証債務残高が増加すると代位弁済率は上昇し、その影響は年々上昇している。
2. 保証限度額拡充による創業促進効果は一部では見られるものの完全な政策効果があるとは言えない。しかし 80%保証と 100%保証を比べると 80%保証のほうが創業促進効果は大きい。
3. 創業融資を行っても金融機関の業務純益率は上昇せず、反対に低下する。

以上の問題を解決するために本稿では新たな政策を提言する。

### 第2節 保証限度額拡充に対する部分保証の適用

第4章で示した実証分析では、保証債務残高が増加すると、金額、件数ベースの代位弁済率が高くなるのかを金融機関ベースのデータを用いて分析した。図表 4-2、4-3 で示したように、分析により以下の結果が得られた。

- ・創業保証の保証債務残高が増加すると、代位弁済率が上昇する。
- ・2019 年よりも 2020 年の方が、代位弁済率に与える保証債務残高の効果が大きい。

以上のことから、本稿では創業保証の保証額が拡大した分のみを部分保証にする政策を提言する。前述した通り、2018 年 4 月から開始した信用保証制度の見直しにより、創業関連保証の保証限度額が 1000 万円から 2000 万円に増加した。これにより、創業保証による保証債務残高が増加することが予想される。しかし本稿の分析によると、2019 年よりも 2020 年の方が、代位弁済率に与える保証債務残高の効果が大きい。保証限度額拡充後に代位弁済率が上昇するという結果を踏まえると、保証限度額が拡大した額分のみ、80%保証制度である部分保証制度を適用する。80%保証を適用すると、金融機関による信用保証協会への過度なリスク転嫁を抑制し、制度見直し後に悪化した代位弁済を抑制すると考えられる。

具体的には、かつての信用保証制度の保証限度額である 1000 万円を超える部分（保証額 1000 万円から 2000 万円）については保証割合を 80%とする。現行の責任共有制度を創業保証にも適用することで、制度の変更をスムーズに行うことができるため、保証割合を 80%とした。また、従来の保証限度額である 1000 万円までを 100%保証とすることで、創業企業に対する貸し出しが過度に抑制されないように配慮する。

### 第3節 創業関連保証の保証料率の引き下げ

仮説 2 の実証分析では、保証限度額拡充が創業を促進したのかを金融機関ベースのデータを用いて分析した。図表 4-1、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8、4-9 で示したように、実証分析により以下の結果が得られた。

- ・創業保証もしくは 100%保証の保証債務残高上昇は創業期の融資残高を上昇させる効果は一部でみられる。しかし、統計的に有意ではない結果もあり、効果は 1%を下回るため、

完全な政策効果があるとは言えない。

- ・金額ベース効果よりも、件数ベースの創業促進効果が大きい。80%保証は件数ベースで100%保証よりも創業促進効果が大きい。

この結果から2018年の創業関連保証の拡充は、一部では創業融資を促進する効果を得られたものの、完全な政策効果は得られなかった。金融機関が信用保証協会に過度なリスク転嫁したことにより、本来プロパー融資できる企業に対して100%保証を利用して融資を行っている可能性がある。

以上のことから、本稿では創業融資を増加させるために二つの政策を提言する。初めに、創業関連保証にリスク考慮型保証料率を導入する。本稿の分析によると、保証限度額の拡充による保証債務残高の増加は創業企業に対する金融円滑化を達成しない。原因として金融機関がリスクを貸し手に転嫁し、モラルハザードを起こしている可能性がある。借り手のリスクに関係なく一律で保証料率が決められている場合、リスクが高い投資を行っても保証料率が上がらないため、創業事業者がリスクの高い投資を行うインセンティブが高まると考えられる。リスク考慮型保証料率では借り手企業のリスクを中小企業信用情報データベースに基づいたクレジットスコアリングモデルにより算出されたデータにより保証料率を決定する。借り手企業がリスクの高い投資を行うことで保証料率が上昇する政策のため、リスクの高い投資を行うインセンティブが低下する。安定した投資を行う借り手企業は現行の保証料率より下降するためメリットが大きい。信用保証制度はリスク考慮型保証料率を採用しており、責任共有制度による保証承諾額は現状分析3節6項図表1-12を見ると2013年まで増加傾向にありそれ以降横ばいである。そのため創業保証にリスク考慮型保証料率を導入しても、貸出促進の効果が失われることはないと考えられるため実現性は高い。

もしくは、80%保証に移行し、創業関連保証の保証料率を0.1%下げるという政策を提言する。本稿の件数ベースの分析に注目すると、80%保証は100%保証に比べ創業融資を促進する効果が大きい。加えて、金額ベースの分析では有意な効果はあまり観察されなかったにも関わらず、件数ベースの分析において創業促進効果がより顕著に観察される。つまり、創業保証の金額を増加させるよりも、件数を増加させることが、創業促進に対して大きな効果を生み出すと考えられるため。保証件数を増加させるには、保証料率を下げる政策が有効である。保証料率を下げることで、多くの創業企業が保証付き融資を受けやすくなり、利用件数が増加する。その結果として創業融資の件数が増加し、創業が促進されると考えられる。また、80%保証に移行すれば、代位弁済に伴う財政負担の一部は金融機関に移転するため、大きな財政負担を伴わずに保証料率を下げる事が可能である。実際、現状の保証料率体系において、100%保証よりも80%保証の方がおよそ0.1%程度、保証料率が低いので、本政策の実現可能性は高いと考えられる。

## 第4節 金融機関へのインセンティブ付け

第4節の実証分析では金融機関に創業融資を行うインセンティブがあるかどうかを金融機関ベースのデータを用いて分析した。図表4-11、4-12、4-13で示したように、実証分析により以下の結果が得られた。

- ・創業保証の保証債務残高および創業融資が増加しても、金融機関の業務純益率は上昇しない。反対に、業務純益率は下落する。

この結果の背景には、金融機関が創業融資のコストに見合った収入を確保できていないという問題が考えられる。創業間もない企業において、過去の財務諸表が十分に蓄積されていないため、定量化されたハード情報ではなく、定性的な情報であるソフト情報に依存

して金融機関は審査せざるを得ない。このようなソフト情報に依存した審査はコストがかかるため、創業向け融資を行うと会計上の費用が増加すると考えられる。

創業保証に伴うリターンは、創業融資による短期的な金利収入と、創業企業とのリレーションシップの構築に伴う長期的な金利収入の獲得である。現状、銀行業の競争は激化しており、マイナス金利政策の下では高い金利収入は見込めない。つまり、創業融資による収入を確保するためには、金融機関は長期的に企業とリレーションシップを構築し、継続的に情報生産を行ったうえで、ソフト情報を蓄積することが重要である。その結果として、金融機関は競合関係にある他の金融機関よりも多くの企業の情報を得るため、金利競争に巻き込まれることがなく安定的な金利収入が見込まれる。

しかし、金融機関は創業融資において信用保証に依存しているため、情報生産業務を行わずソフト情報が蓄積されない。推定結果より、長期的に費用に見合ったリターンが得られず、創業融資が業務純益率を上昇させる効果を持たないと解釈できる。このことから金融機関は創業融資を積極的に行うインセンティブがないことがわかる。つまり、創業期を過ぎた企業に対して十分な情報生産ができていないため、金融機関は十分な収入を確保できていない。

以上のことから、本稿は、金融機関が信用保証に依存せず、長期的な情報生産を促すような信用保証制度についての政策を提言する。具体的には、本稿では創業保証の保証期間を5年以内と短期化し、一般保証による保証付き融資を創業保証終了後に認めないという政策を提言する。現状の制度では、創業関連保証の保証期間は10年以内であり、非常に長い期間が設定されている。また、創業保証終了後に一般保証を利用することが可能であり、この制度設計が金融機関の情報生産を阻害している可能性がある。保証期間の短期化により金融機関はプロパー融資に移行しなければならないため、情報生産を行うインセンティブが生まれ、長期的な取引関係を構築することによる収入向上が望める。

## 第5節 政策提言と本稿のまとめ

本稿では、保証限度額の拡大により金融機関の保証債務残高が増加し、代位弁済率が上昇するのではないか、という点を問題意識として分析を行った。また、創業保証の政策効果をより効果的にするためにはどうすればいいか、という点について、実証分析の結果に基づき検討した。この問題を解決するために、以下の政策提言を行った。

- 1、かつての創業保証の信用保証限度額である1000万円を超える部分に関して保証割合を80%とする。
- 2、リスク考慮型保証料率を導入する。または、80%保証に移行し、創業関連保証の保証料率を0.1%下げる。
- 3、創業保証の保証期間を5年以内と短くする。また、一般保証による保証付き融資を創業保証終了後に認めない。

現状の信用保証制度では完全な政策効果が得られていないため、以上の3つの政策を採用した上で、創業企業に対する融資を充実させていくべきであると考え。図表5-1は、第4章の分析結果、問題点及び政策提言についてまとめたものである。

図表5-1 分析結果、問題点及び政策提言まとめ

|    | 分析結果                                                                                              | 問題点                                                                                                 | 政策提言                                            | 政策効果                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 2節 | 創業保証の保証債務残高の増加に伴い、代位弁済率が上昇する。                                                                     | 創業関連保証の限度額の拡充は代位弁済率を悪化させた可能性がある。                                                                    | 創業関連保証を100%保証から80%保証へ。                          | 代位弁済率抑制                                        |
|    | 2019年よりも2020年の方が、代位弁済率に与える保証債務残高の効果が大きい。                                                          | 2018年の制度見直しで代位弁済率をさらに悪化させた可能性がある。                                                                   | 2018年の制度見直しで拡大した額のみ80%保証を対象とする。                 | 制度見直し後に悪化した代位弁済抑制                              |
| 3節 | 創業保証もしくは100%保証の保証債務残高の増加は創業期の融資残高と与信先数を増加させる効果は一部でみられるが、有意ではない結果もあり、効果は1%を下回るため、完全な政策効果があるとは言えない。 | 2018年に創業保証の拡充を行い一部では、創業融資を促進する効果を得られたものの完全な政策効果が得られない。本来プロパーで融資できる企業に対して、100%保証を利用して融資を行っている可能性がある。 | 創業関連保証にリスク考慮型保証料率を導入する。                         | 創業融資増加                                         |
|    | 金額ベースの効果よりも、件数ベースの効果が大きい。80%保証は件数ベースで100%保証よりも効果が大きい。                                             |                                                                                                     | 80%保証に移行し、保証料率を0.1%下げ、創業保証を利用する件数を増加させる。        | 創業融資増加                                         |
| 4節 | 創業保証の保証債務残高および創業融資が増加しても、金融機関の業務純益率は上昇しない。反対に、業務純益率は下落する結果がある。                                    | 創業企業に対する審査の費用が高いにもかかわらず、十分な取引関係を構築できていないため、それに見合ったリターンが得られていない。                                     | 創業保証の保証期間を5年以内と短くする。一般保証による保証付き融資を創業保証終了後に認めない。 | 金融機関はプロパー融資に移行することにより情報生産をすするインセンティブが生まれ、収益が向上 |

創業企業の信用保証制度に対する我々の政策提言により、創業促進という社会的ベネフィットが拡大し、社会的コストである代位弁済率を抑制させ、効率的に信用保証制度を利用することができると考えられる。金融機関の創業融資をするインセンティブが向上し、市場の新陳代謝が効率化することを期待する。

## 先行研究・参考文献

・中小企業HP 「(参考)信用補完制度の見直しについて 平成30年7月 中小企業庁」  
[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2018/download/180709kihonmondai03\\_2.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2018/download/180709kihonmondai03_2.pdf)

アクセス日:2020.10.20

・鶴田大輔 「第5章 信用保証制度の利用動向とリスク移転の検証」 81~94 ページ  
[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2018\\_2\\_7.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2018_2_7.pdf)

アクセス日:2020.10.27

・全国信用保証協会連合会 HP「信用保証制度のご案内」  
<https://www.zensinhoren.or.jp/document/pamphlet.pdf>

アクセス日:2020.10.15

・全国信用保証協会連合会 HP「信用保証協会と信用保証制度」  
<https://www.zensinhoren.or.jp/guarantee-system/>

アクセス日:2020.10.28

・全国信用保証協会連合会 HP「信用保証を支える仕組み」  
<https://www.zensinhoren.or.jp/guarantee-system/hokan.html>

アクセス日:2020.10.30

・全国信用保証協会連合会 HP「もっと知りたい信用保証」  
<https://www.zensinhoren.or.jp/guarantee-system/hoshoseido.html>

アクセス日:2020.10.24

・東京信用保証協会「信用保証協会のしくみ」  
[https://www.cgc-tokyo.or.jp/leaflet/cgc\\_tebiki-hosyo30.pdf](https://www.cgc-tokyo.or.jp/leaflet/cgc_tebiki-hosyo30.pdf)

アクセス日:2020.10.24

・日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」の解説  
<https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/tk/data/extk04.pdf>

アクセス日:2020.10.24

・福岡県信用保証協会 「中小企業の皆様へ」  
<https://www.fukuoka-cgc.or.jp/use/charge.html>

アクセス日:2020.10.24

#### 先行研究

- ・岡田悟 (2013) 「信用制度をめぐる現状と課題」 『経済産業課』 第 794 号  
1~13 ページ
- ・尾崎康文・播磨谷浩二(2017) 「地域金融機関の競争環境が事務所の開廃業に与える影響」  
『独立行政法人経済産業研究所』 1~23 ページ
- ・高 明珠 (2009) 「信用保証制度と地方銀行の中小企業向け貸し出し供給：緊急  
保証制度の効果の実証分析」 『同志社政策科学研究』 11 巻 2 号 35~44 ページ
- ・安田 行宏 (2010) 「信用金庫の貸出行動と信用保証との関係についての実証分析」  
『東京経大学誌』 第 268 号 19~35 ページ

#### データ出典

- ・家森信善 (2019) 「信用保証制度を活用した創業支援」 17 ページ  
アクセス日:2020.10.24
- ・金融庁 HP 「令和 2 事務年度 金融行政方針 (別紙) 補足資料 21 ページ  
[https://www.fsa.go.jp/news/r2/200831\\_supplement.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r2/200831_supplement.pdf)  
アクセス日:2020.10.24
- ・経済産業省「政府の創業支援の現状と課題」 1 ページ  
[https://www.chugoku.meti.go.jp/latestnews/pdf/keieishien/181116\\_1.pdf#search='%E9%87%91%E8%9E%8D%E6%A9%9F%E9%96%A2+%E5%89%B5%E6%A5%AD%E6%94%AF%E6%8F%B4%E7%8A%B6%E6%B3%81'](https://www.chugoku.meti.go.jp/latestnews/pdf/keieishien/181116_1.pdf#search='%E9%87%91%E8%9E%8D%E6%A9%9F%E9%96%A2+%E5%89%B5%E6%A5%AD%E6%94%AF%E6%8F%B4%E7%8A%B6%E6%B3%81')  
アクセス日:2020.10.24
- ・中小企業庁 HP 「(参考) 信用補完制度の見直しについて 平成 30 年 7 月 中小企業庁」  
19 ページ  
[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2018/download/180709kihonmondai03\\_2.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2018/download/180709kihonmondai03_2.pdf)  
アクセス日:2020.10.24
- ・中小企業庁 HP 「信用保証協会別の保証実績 (平成 30 年度)」  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/2019/190628jisiseki\\_2.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/2019/190628jisiseki_2.pdf)  
アクセス日:2020.10.24

- ・ 中小企業庁 HP 「信用保証協会別の保証実績（令和元年度）」

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/2020/200626jisseki\\_2.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/2020/200626jisseki_2.pdf)

アクセス日:2020. 10. 24

- ・ 中小企業庁 HP 「第一部小規模事業者の構造分析」

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H27/h27/shoukibodeta/h27/html/b1\\_1\\_1\\_2.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H27/h27/shoukibodeta/h27/html/b1_1_1_2.html)

アクセス日:2020. 10. 24

- ・ 中小企業白書 2014 年「第 3 部 中小企業・小規模事業者が担う我が国の未来 第 2 章 起業・創業-新たな担い手の創出」 219 ページ

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo\\_part3\\_chap2\\_web.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo_part3_chap2_web.pdf)

アクセス日:2020. 10. 24

- ・ 中小企業白書 2017 年「第 2 部中小企業ライフサイクル 第 3 章起業・創業」 137 ページ

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/PDF/chusho/04Hakusyo\\_part2\\_chap1\\_web.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap1_web.pdf)

アクセス日:2020. 10. 24

- ・ 独立行政法人経済産業研究所 HP 「日本の創業企業と創業金融の実態」 40~41 ページ

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/19j007.pdf>

アクセス日:2020. 10. 24

- ・ 長田 健 日本政策金融公庫（2016） 第 4 章 公的創業融資制度と民間金融機関 71 ページ

[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2018\\_2\\_6.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2018_2_6.pdf)

アクセス日:2020. 10. 24

- ・ 日本銀行時系列統計データ検索サイト「主要統計データ閲覧」 主要指標グラフ 短観

[https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$graphwnd](https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$graphwnd)

アクセス日:2020. 10. 24

